

第3期桜井市子ども・子育て支援事業計画

【案】

令和 年 月

桜井市

目 次

第1章 計画策定に当たって	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	1
3. 計画の期間	1
4. 計画の対象	2
5. 住民の意見の反映と情報公開	2
6. 計画に関わる法・制度の動向	3
第2章 子ども・子育てを取り巻く状況	4
1. 近年の人口の推移と割合	4
2. 人口構造	5
3. 出生の状況	6
4. 自然動態と社会動態	7
5. 子どものいる世帯の状況	8
6. 婚姻の状況	10
7. 女性の就業状況	11
8. 人口の推計	12
9. 子どもの人口推計	13
第3章 教育・保育事業、子育て支援サービスなどの状況	15
1. 幼児教育・保育サービスの状況	15
2. 地域での子育て支援サービスの状況	16
3. 小学生児童への支援サービス	18
4. 小中学校の状況	19
5. 乳幼児健康診査・相談業務の状況	20
6. 児童虐待の状況	21
7. 経済的支援の状況	22
第4章 計画策定に係る調査結果と計画策定の留意点	23
1. ニーズ調査	23
2. 子どもの生活状況調査（子どもの貧困対策計画）	30
3. 計画策定における様々な留意点	38
第5章 基本理念と施策体系	40
1. 第3期計画の基本理念	40
2. 基本的な視点	41
3. 計画の基本目標	42
4. 施策体系	44
第6章 施策の展開	45
1. 質の高い教育・保育や多様な子ども・子育て支援を受けることができる環境づくり	45
2. 安心して子どもを産み、育てるための環境づくり	52
3. 地域みんなで子育てを見守り、支えあう環境づくりすべての子どもが健やかに成長できる環境づくり	56

第7章 量の見込みと確保方策	61
1. 教育・保育提供区域の設定.....	61
2. 就学前児童への教育・保育事業の量の見込みと確保方策.....	61
3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策.....	64
第8章 計画の推進体制	73
1. 子ども・子育て会議の開催.....	73
2. 庁内体制の整備.....	73
3. 地域における取組や活動の連携.....	73
4. PDCAサイクルによる検証.....	73
資 料	74
1. 桜井市子ども・子育て会議条例.....	74
2. 桜井市子ども・子育て会議 委員名簿.....	76
3. 計画策定の経緯.....	77

第1章 計画策定に当たって

1. 計画策定の趣旨

桜井市では現在、「桜井市子ども・子育て支援事業計画」（以下、「第2期計画」と言う。）を策定し、教育・保育事業の量を定めるとともに、乳幼児から小学生を中心とした子育て支援体制の整備と子育て家庭への様々な施策を展開しています。

しかし、近年の少子化の進行に加え、共働き世帯の増加と核家族化の進展、地域におけるコミュニティの希薄化、児童虐待の顕在化、経済的に困難な状況にある世帯における子どもへの貧困の連鎖など子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。今後は、子育てや暮らしのあり方が多様化していく中で、子どもの権利を守り、子どもの主体性を育むことを踏まえ、親がどのように子育てをしたいか、働きたいか、暮らしたいか、といった当事者目線での子育て支援が重要となります。国際化の進展に伴い、帰国子女や外国人の子どもと保護者への対応、また児童虐待の防止対策やヤングケアラーに対する支援も必要とされています。

このような状況を踏まえ、教育・保育事業の量と質及び子育て支援事業の更なる充実と、子どもたちが健やかにたくましく成長できる様々な面での環境整備のため、第2期計画の理念を引き継いだ「第3期桜井市子ども・子育て支援事業計画」（以下、「第3期計画」と言う。）を策定します。

2. 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として位置づけ、総合計画などの上位計画や関連計画と整合性のとれた内容とします。

また、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく「次世代育成支援行動計画」、「成育医療等基本方針に基づく評価指標及び計画策定指針について」（令和5年3月31日厚生労働省通知）に基づく「母子保健を含む成育医療等に関する計画」、及びこどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律（第10条第2項）に基づく「こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画」については、桜井市が推進する子育て支援施策の方向性や目標を総合的に定める観点から、子ども・子育て支援事業計画と一体的に策定します。

3. 計画の期間

第3期計画は、令和7（2025）年度を初年度とする令和11（2029）年度までの5か年とします。本計画と一体的に策定される「こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画」も同計画期間とし、今後の国及び市を取り巻く社会状況の変化に対応するために、計画期間中であっても子ども・子育て会議などでの審議を経て、必要な見直しを行っていくこととします。

令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
第2期桜井市子ども・子育て支援事業計画					第3期桜井市子ども・子育て支援事業計画				

4. 計画の対象

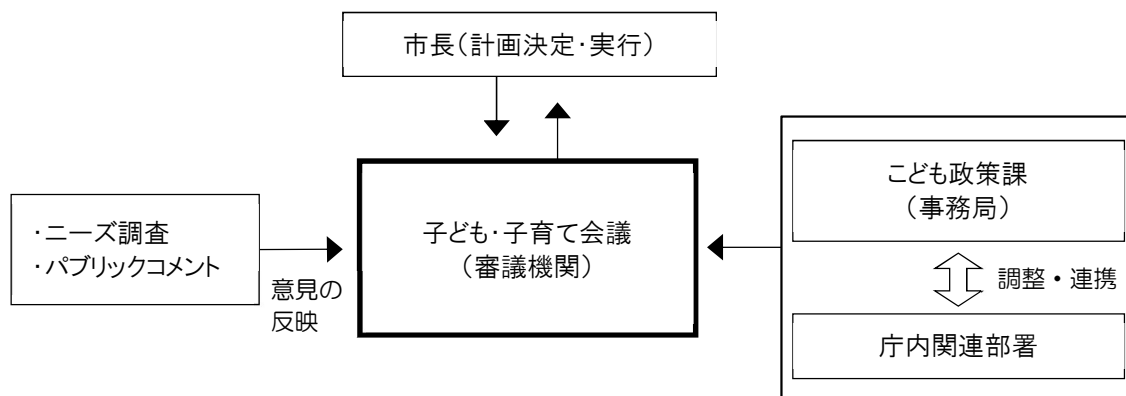
本計画における「子ども」とは、主に乳幼児から 18 歳未満または高等学校卒業までの児童生徒とし、障害・疾病・虐待・貧困など社会的に支援が必要な子どもとその家族を含めて、市内に在住するすべての子どもと子育て家庭を対象とします。

5. 住民の意見の反映と情報公開

本計画は市民の意見の反映と策定過程の情報公開のため、次の点を踏まえて策定しました。

(1) 「子ども・子育て会議」の開催

子ども・子育て会議とは、関係機関や各種団体の代表などで構成されており、関係者が子ども・子育て支援に関する施策やプロセスなどに直接かかわることができる仕組みです。このたびの計画策定にあたり、子ども・子育て会議において、第3期計画策定に関する協議・検討を行いました。



(2) 「計画策定に係る調査」の実施

第3期計画の策定に必要な基礎資料を得るため、就学前児童及び小学生児童を扶養している世帯を対象として「子育て支援に関するニーズ調査」を実施しました。調査結果は、第3期計画の策定及び今後の子育て支援施策などを立案するための基礎資料として利用しました。なお、子どもの貧困対策計画に係る実態調査につきましては、令和3年度に実施しました結果を組み込んでいます。

(3) パブリックコメントの実施

計画案をホームページなどで公表するパブリックコメント（住民からの意見の公募）を実施し、広く情報公開するとともに、お寄せいただいた市民の意見や要望を計画へ反映するように努めました。

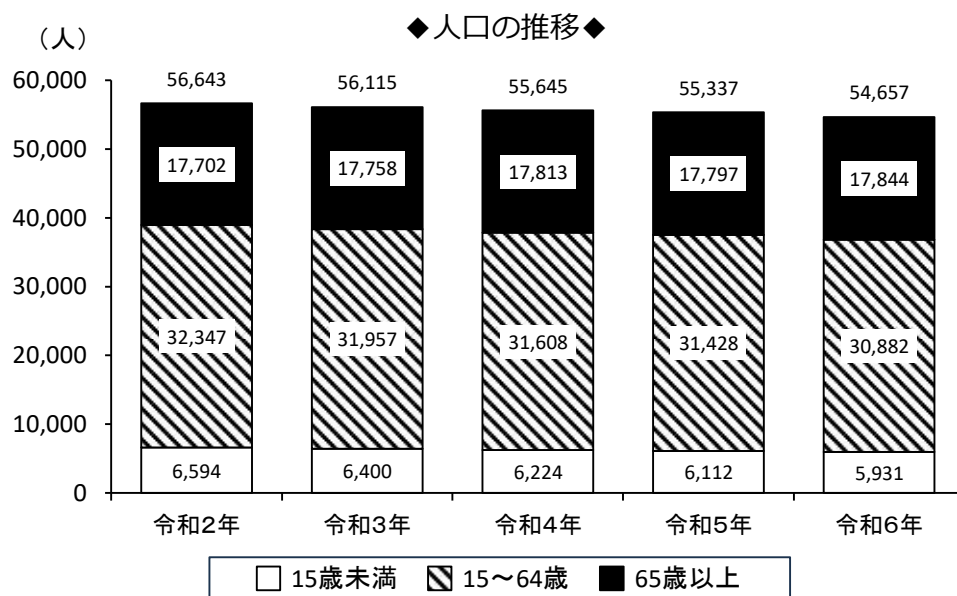
6. 計画に関わる法・制度の動向

年	法律・制度等	内容
令和元年	子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部改正	- 子どもの将来だけでなく現在に向けた対策であること等を明記 - 市町村に対し、貧困対策計画の策定を努力義務化
	子供の貧困対策に関する大綱の改訂	子どもを第一に考えた支援を包括的・早期に実施するなどの目的で大綱を策定
令和3年	子ども・若者育成支援推進大綱の策定	すべてのこども・若者が自らの居場所を得て、成長・活躍できる社会を目指し、こども・若者の意見表明や社会参画を促進しつつ、社会総掛かりでこども・若者の健全育成に取り組んでいくこと等を明記
令和4年	児童福祉法等の一部を改正する法律	児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等
令和5年	こども家庭庁発足	「こどもまんなか社会」の実現を目的として、内閣府や厚生労働省の関係部局を一元化したこども家庭庁が発足
	こども基本法施行	すべてのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進
	「こども大綱」閣議決定	すべてのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会を目指す
	「こども未来戦略」閣議決定	「ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化や若い世代の所得向上に向けた取組」、「すべてのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充」、「共働き・共育での推進」、「こども・子育てにやさしい社会づくりのための意識改革」の4つの項目
令和6年	子ども・子育て支援法の改正	児童手当の抜本的な拡充、出産などの経済的負担軽減、「こども誰でも通園制度」の創設（令和8年度実施）、「産後ケア事業」の計画的な提供体制の整備等
	子どもの貧困対策の推進に関する法律の改正	「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に改正 - 基本理念に、こどもの貧困の解消に向けた対策は、「こどもの現在の貧困を解消するとともにこどもの将来の貧困を防ぐことを旨として、推進されなければならない」こと及び「貧困の状況にある者の妊娠から出産まで及びそのこどもがおとなになるまでの過程の各段階における支援が切れ目なく行われるよう、推進されなければならない」ことが明記
	学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（こども性暴力防止法）の制定	- こどもへの性被害を防止する目的で創設 - 日本版 DBS 法として、保育所や児童養護施設、障害児施設、学校等において従事する者の性犯罪歴の確認を義務化

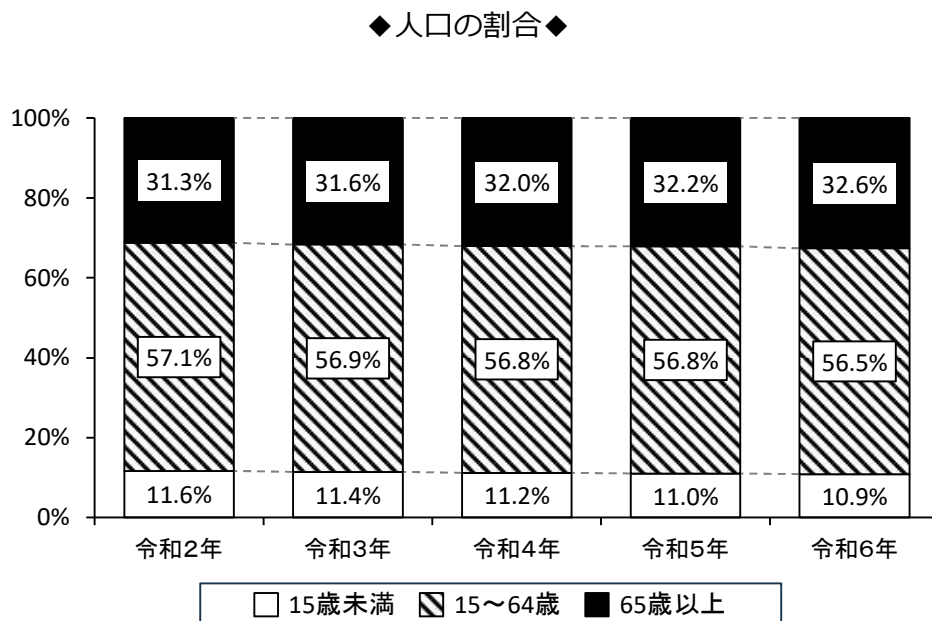
第2章 子ども・子育てを取り巻く状況

1. 近年の人口の推移と割合

年少人口（0～14 歳）と生産年齢人口（15～64 歳）の減少及び老年人口（65 歳以上）の増加により、少子高齢化が年々進んでいます。



資料：住民基本台帳（各年4月1日時点）

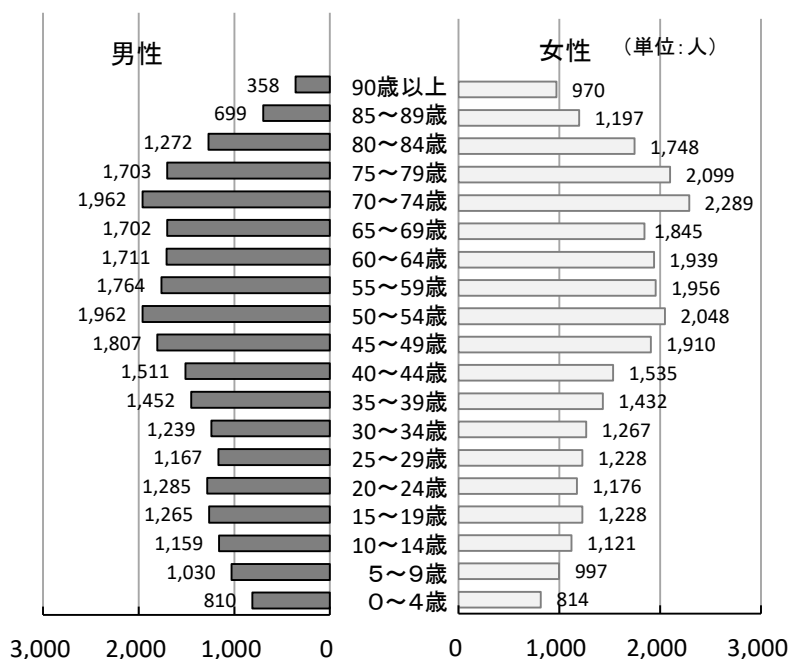


資料：住民基本台帳（各年4月1日時点）

2. 人口構造

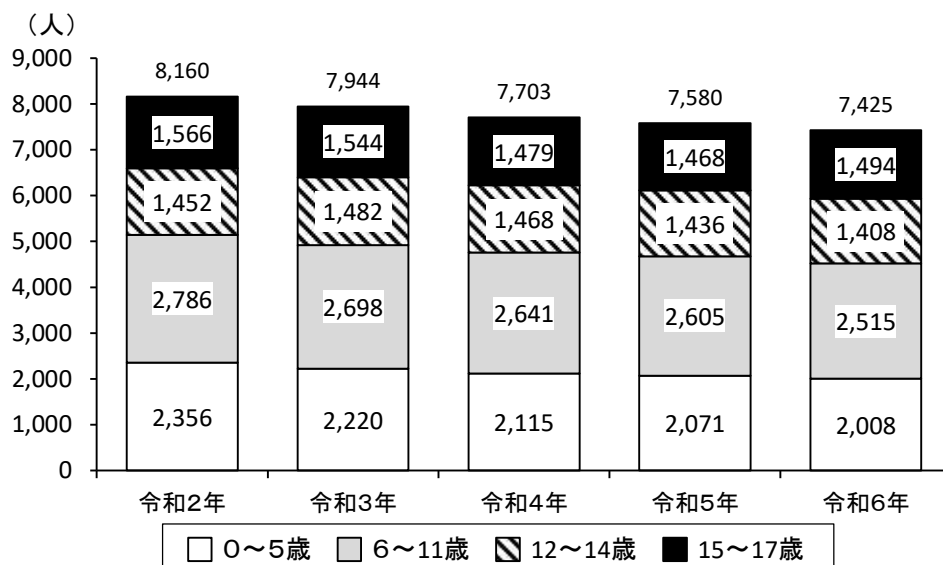
全体では、団塊の世代である 70～74 歳と団塊ジュニアである 50～54 歳の人口が多く、0～9 歳の子どもと 25～29 歳の人口が少なくなっています。また、18 歳以下の 5 歳階級別でみると、いずれの年齢階級でも減少傾向となっていますが、特に 0～5 歳が約 2 割減少と他の年齢階級よりも減少の割合が大きくなっています。

◆人口ピラミッド（5 歳階級別）◆



資料：住民基本台帳（令和 6 年 4 月 1 日時点）

◆人口の推移（18 歳以下の階級別）◆

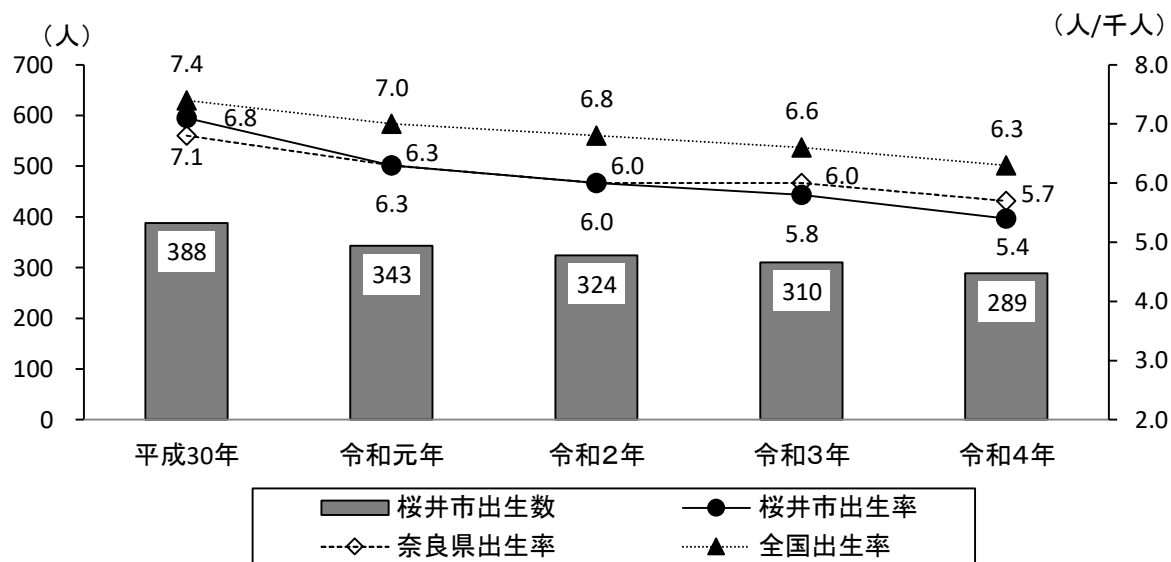


資料：住民基本台帳（令和 6 年 4 月 1 日時点）

3. 出生の状況

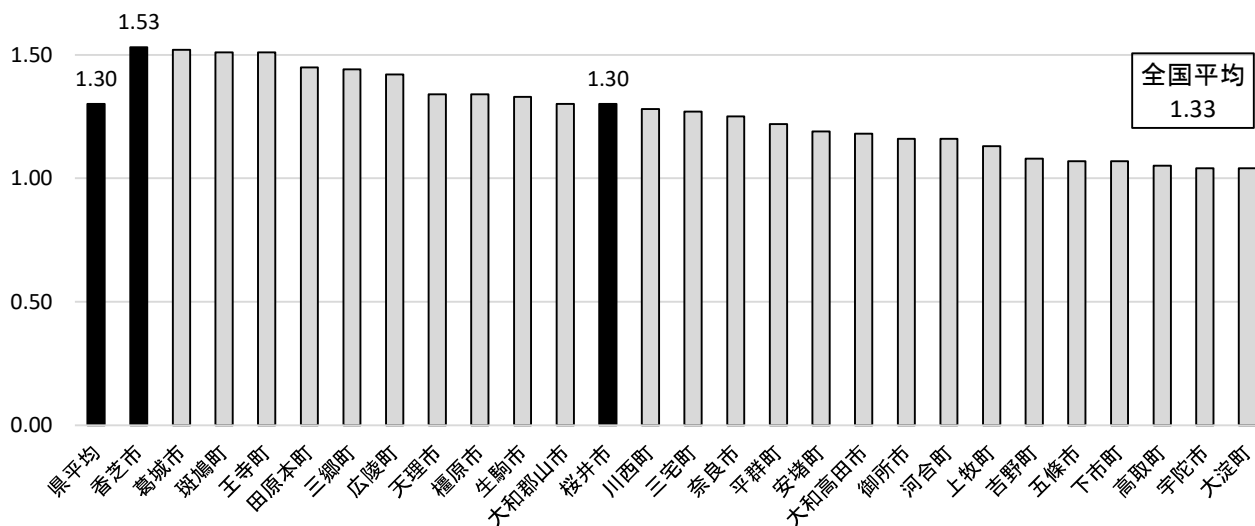
出生数・出生率ともに、減少傾向となっています。また、合計特殊出生率は、桜井市は全国よりは低いものの県平均と同じ値になっています。

◆出生数と出生率◆



資料：奈良県人口動態統計

◆合計特殊出生率（県内市町比較）◆

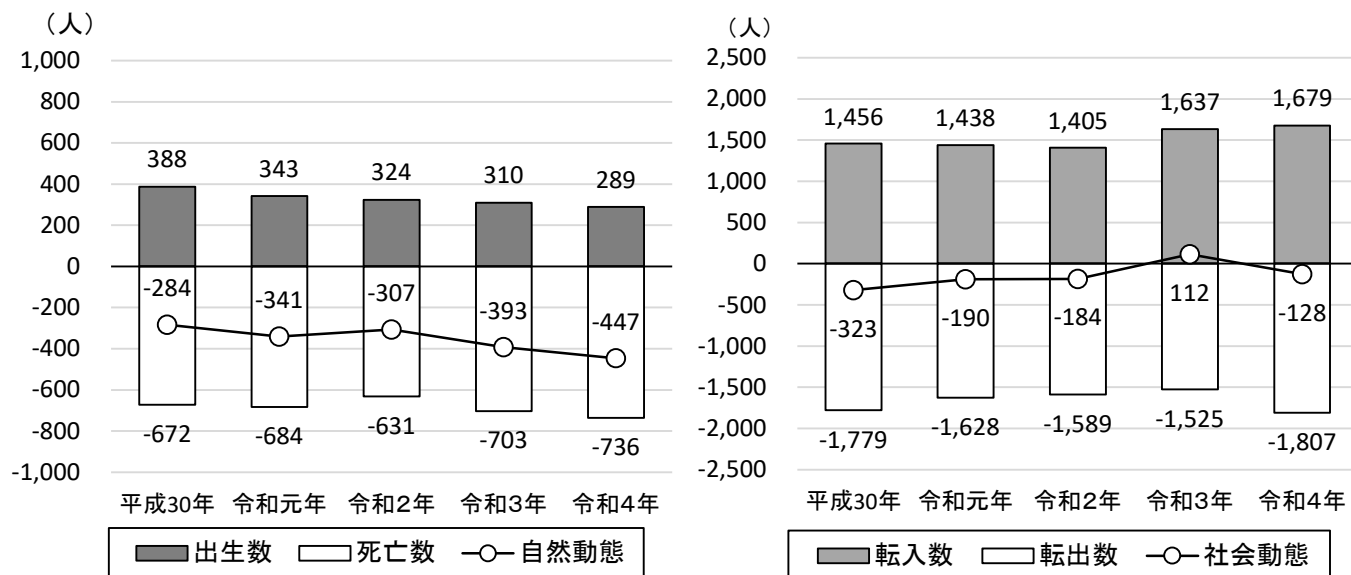


資料：人口動態統計特殊報告（平成30年～令和4年の値）

4. 自然動態と社会動態

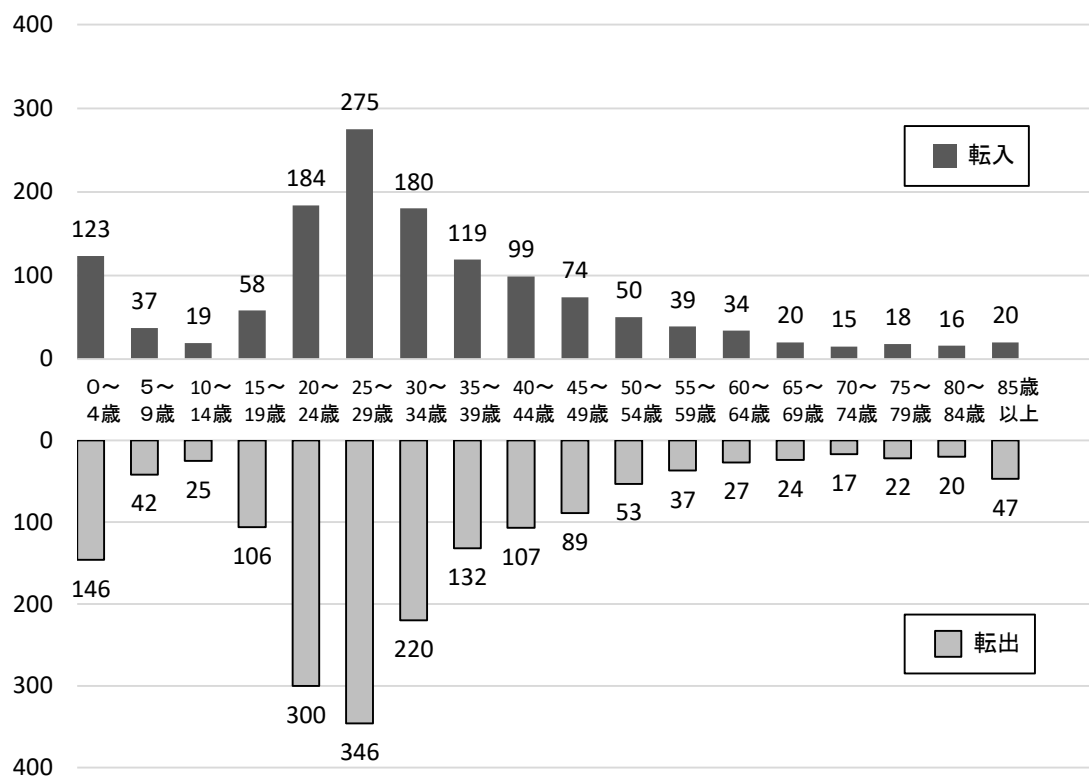
自然動態（出生数と死亡数の差）は、近年減少傾向が継続していますが、社会動態（転入数と転出数の差）は、令和3年に増加に転じた後、再び減少となっています。また、5歳階級別の転入、転出はともに、25～29歳が多くなっています。

◆自然動態と社会動態◆



資料：奈良県人口動態統計

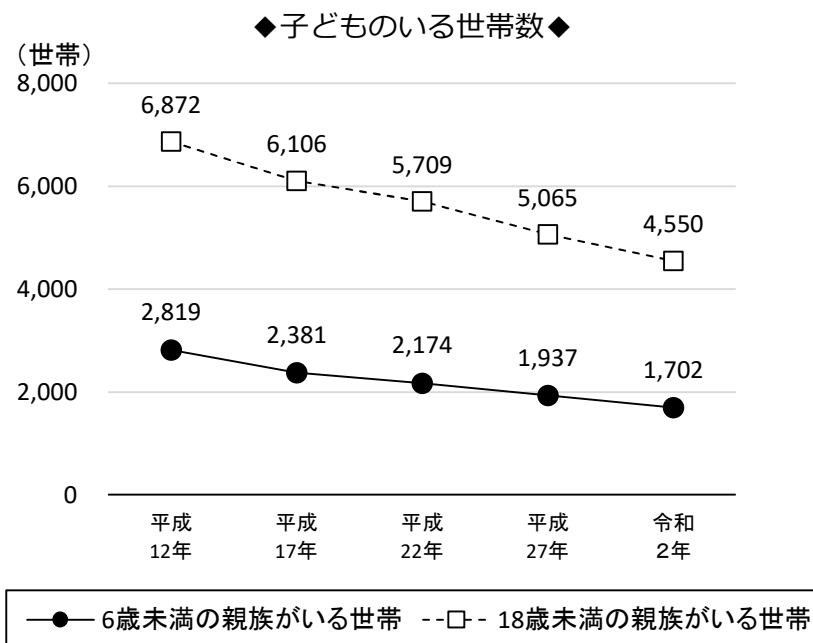
◆転入と転出の比較（5歳階級別）◆



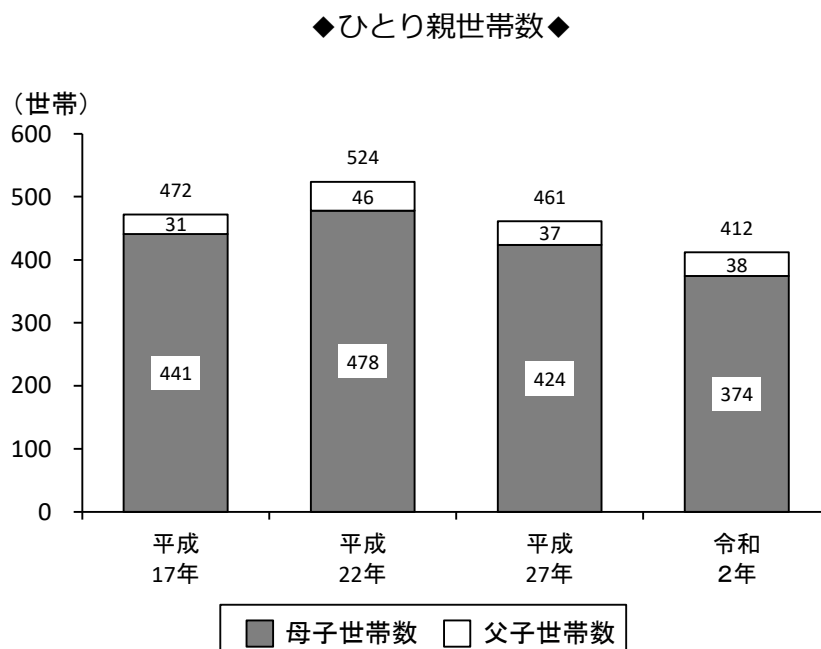
資料：住民基本台帳人口移動報告（令和5年）

5. 子どものいる世帯の状況

子どものいる世帯数は減少傾向にあり、ひとり親世帯数は平成 22 年までは増加傾向にありましたが、その後減少、令和 2 年では 412 世帯となっています。

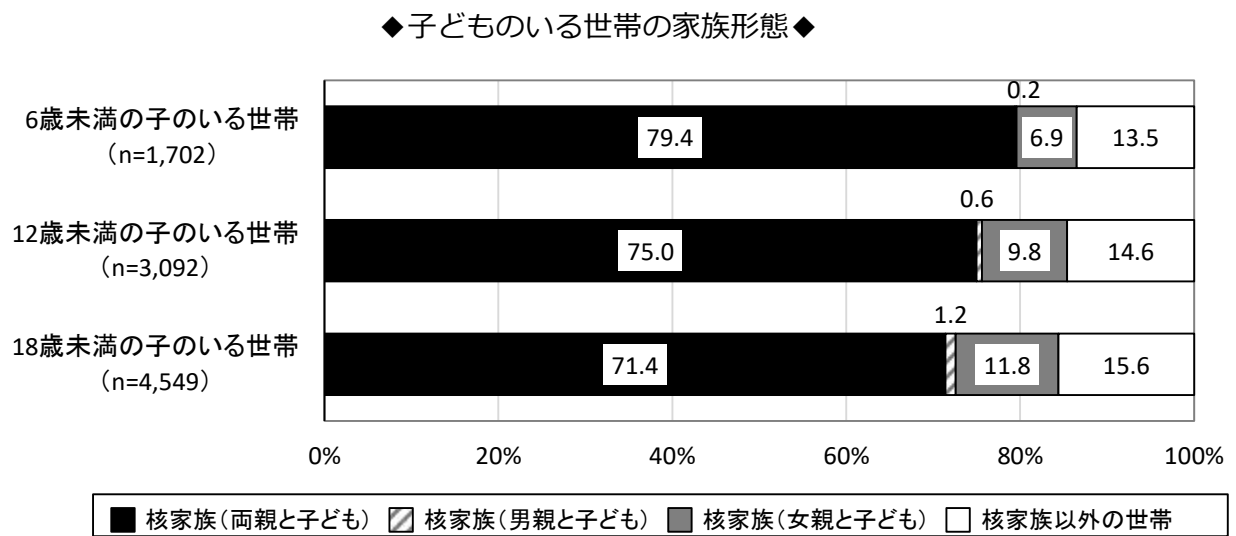


資料：国勢調査



資料：国勢調査

また、子どものいる世帯の家族形態をみると、80%以上が核家族となっており、そのうちひとり親世帯は6歳未満の子のいる世帯では7.1%、18歳未満の子のいる世帯では13.0%となっています。

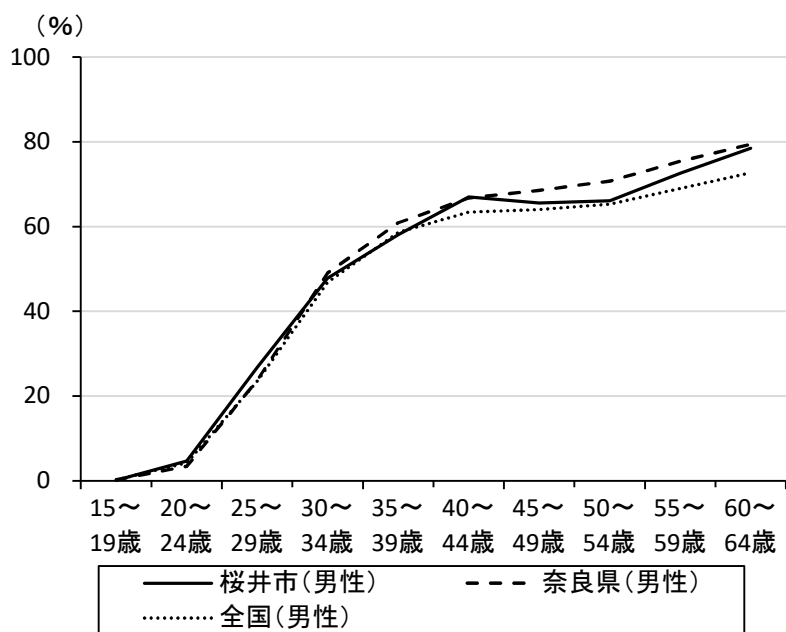


資料：国勢調査（令和2年）

6. 婚姻の状況

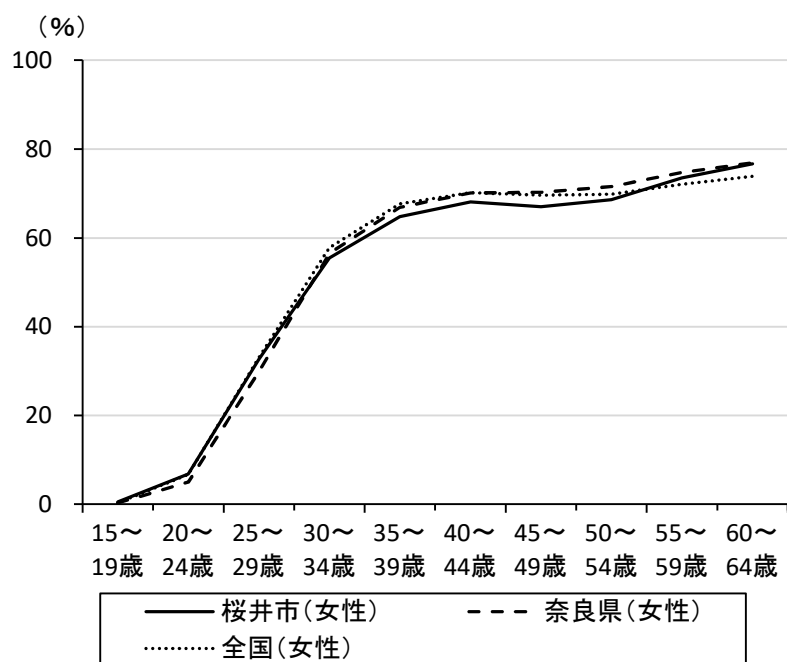
婚姻の状況を示す有配偶率について、男性・女性ともに全国及び県とほぼ同様となっています。

◆有配偶率（男性）◆



資料：国勢調査（令和2年）

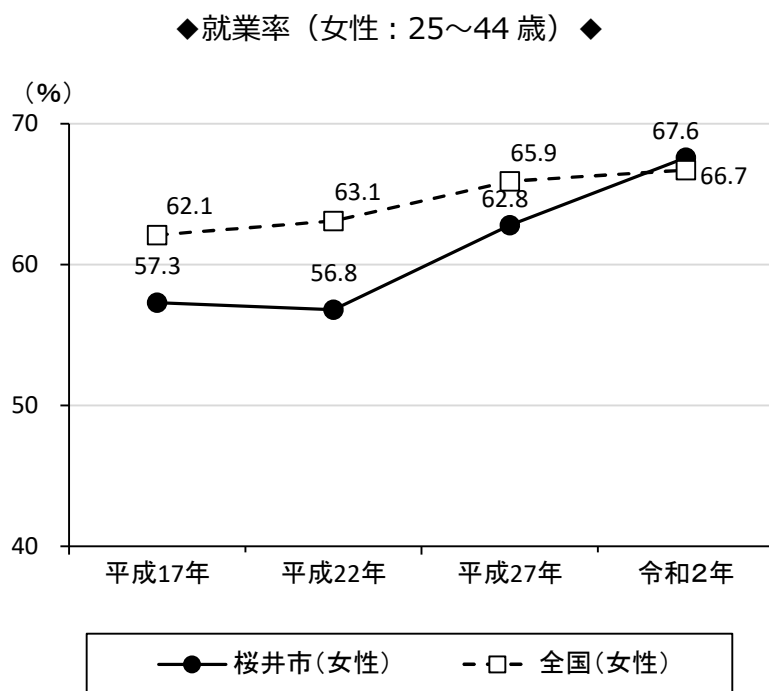
◆有配偶率（女性）◆



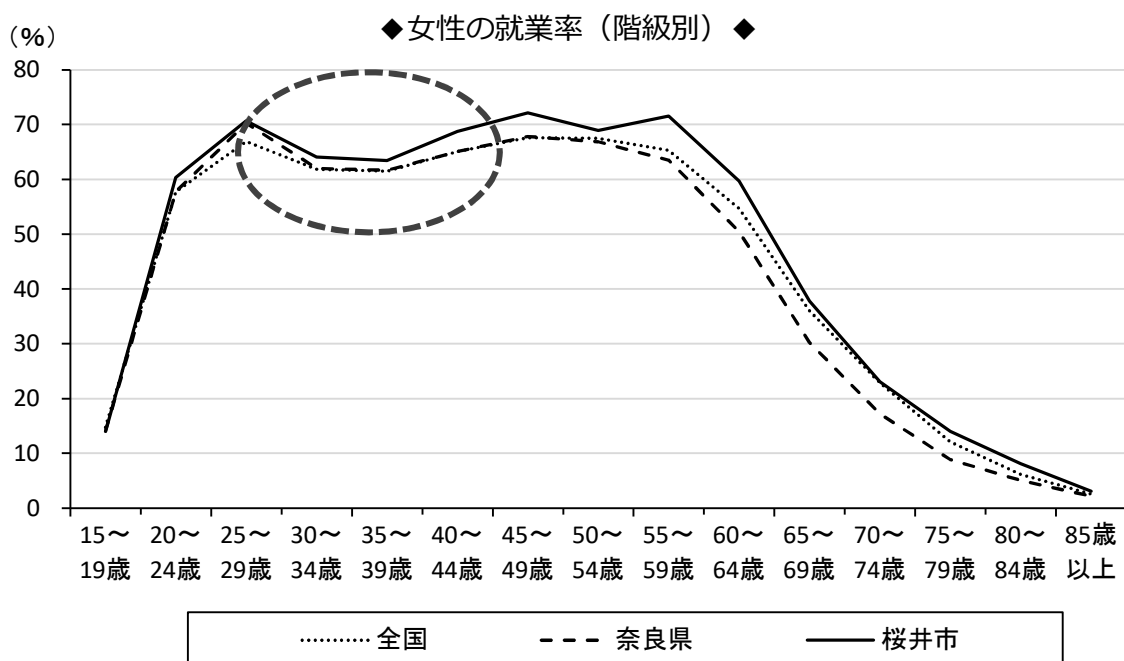
資料：国勢調査（令和2年）

7. 女性の就業状況

女性の子育て世代（25～44 歳）の就業率をみると、全国平均より低く推移していますが、令和2年では 67.6%となっており全国平均より高くなっています。年齢別に女性の就業率をみると、全国及び県よりも高くなっています。また、25～44 歳では、出産や育児に伴う離職などにより就業率が下がる、いわゆる「M 字カーブ」が見えることから、仕事をしながら子育てしやすい環境づくりに一層取り組んでいく必要があります。



資料：国勢調査（令和2年）

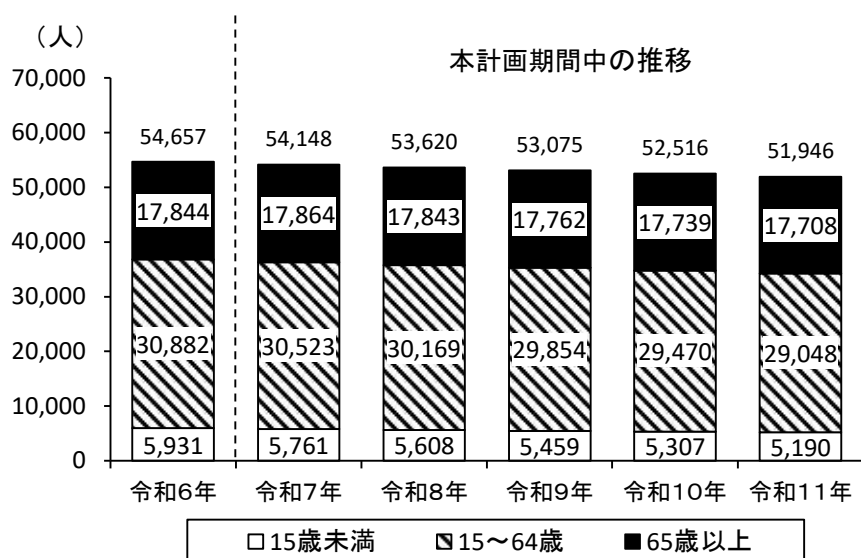


資料：国勢調査（令和2年）

8. 人口の推計

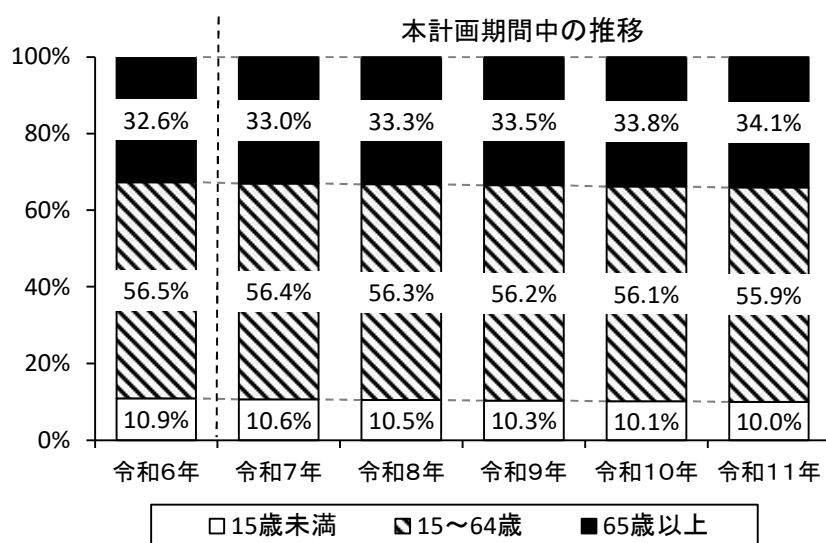
第3期計画期間中の人口推計をみると、全体の人口減少が進行するとともに、3区分別人口の割合から少子高齢化も進行することが予想されます。

◆人口の推移（推計）◆



資料：住民基本台帳（令和2年～令和6年の各年4月1日時点）をもとに推計（コホート変化率）

◆人口の割合（推計）◆



資料：住民基本台帳（令和2年～令和6年の各年4月1日時点）をもとに推計（コホート変化率）

9. 子どもの人口推計

第3期計画期間中の子どもの人口推計をみると、出生数の減少に伴い子どもの人口も年々減少していくことが予想されます。

◆子どもの人口推計◆

	実績	本計画期間中の推計				
	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	296	287	281	278	275	271
1歳	336	310	301	295	291	287
2歳	315	343	317	308	302	298
3歳	326	320	349	323	314	308
4歳	351	328	322	351	325	316
5歳	384	348	325	319	347	321
就学前児童 計	2,008	1,936	1,895	1,874	1,854	1,801
6歳	354	384	348	325	319	347
7歳	422	354	384	348	325	319
8歳	441	423	355	385	349	326
9歳	426	443	425	357	387	351
10歳	416	428	445	427	359	389
11歳	456	416	428	445	427	359
小学生児童 計	2,515	2,448	2,385	2,287	2,166	2,091
12歳	458	456	416	428	445	427
13歳	463	456	454	414	426	443
14歳	487	465	458	456	416	428
中学生 計	1,408	1,377	1,328	1,298	1,287	1,298
15歳	487	489	467	460	458	418
16歳	499	488	490	468	461	459
17歳	508	503	492	494	472	465
高校生 計	1,494	1,480	1,449	1,422	1,391	1,342
合計	7,425	7,241	7,057	6,881	6,698	6,532

資料：住民基本台帳（令和2年～令和6年の各年4月1日時点）をもとに推計（コーホート変化率）

◆桜井市をめぐる現状◆

人口の推移や人口構造による視点

本市では、総人口は減少傾向となっています。高齢者（65 歳以上）人口の割合は増加傾向である一方で、65 歳未満の人口減少が進んでおり、結果として少子高齢化が進んでいます。人口構造では男性 20 歳代後半、女性の 20 歳代前半が少なくなっていますが、合計特殊出生率は近年、国を下回り、県と同程度に推移しています。安心して子を生み育てやすい環境整備や支援体制の構築に向けて、引き続き取り組むことが求められます。

自然動態・社会動態による視点

近年、出生数の低下と高齢化による死亡数の増加から自然動態（出生数と死亡数の差）は減少で推移しています。一方、社会動態（転入数と転出数の差）は、令和 3 年に増加に転じており、その後再び減少となっています。転入と転出のバランスは特に 20～30 歳代で転出超過が見られることから、市に生まれ育った若者が市に留まりやすい環境整備が求められます。

家族構成による視点

子どものいる世帯のうち核家族の割合は 8 割以上となっており、ひとり親世帯の割合も約 1 割となっています。ほとんどの子育て世帯が親子のみとなっており、ひとり親世帯への支援も含めて、子育て家庭の核家族化を認識した様々な支援を行っていく必要があります。

婚姻や女性の就労状況による視点

婚姻の状態を示す有配偶率について子育て世代（25～44 歳）でみると、男性・女性ともに国や県とほぼ同様となっています。また、子育て世代の女性の就業率は近年高まりが見られ、子育て家庭における共働き世帯の増加が見込まれることから、少子化にあっても保育ニーズの高まりを受け止められる体制づくりが必要です。

人口推計による視点

全体として、人口減少・少子高齢化の流れは変わることなく、18 歳未満の人口についても令和 6 年と本計画期間終了の令和 11 年を比較すると、約 12%程度の減少が見込まれています。

人口推計は厳しい見通しではありますが、子どもの人口減少の主な原因は出生数の低下であることから、子どもを生み育てやすい環境づくりに一層取り組んでいくことが求められます。

第3章 教育・保育事業、子育て支援サービスなどの状況

1. 幼児教育・保育サービスの状況

■ 幼稚園の状況（令和6年5月1日現在）

（単位：人）

			満3歳児	3歳児	4歳児	5歳児
幼稚園	公立	桜井市立三輪幼稚園	0	15	20	17
		桜井市立桜井西幼稚園	0	4	9	13
		桜井市立桜井南幼稚園	0	0	13	22
		桜井市立安倍幼稚園	0	13	4	5
		桜井市立織田纏向幼稚園	0	9	11	12
	私立	育成幼稚園	0	6	8	7
		大三輪幼稚園	0	9	16	11

（資料：桜井市保育教育課）

■ 保育所・認定こども園の状況（令和6年9月1日現在）

（単位：人）

			0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
保育所	公立	桜井市立第1保育所	7	27	35	31	40	39
		桜井市立第2保育所	4	21	27	28	38	41
		桜井市立第3保育所	3	9	13	15	17	18
		桜井市立第5保育所	6	14	16	26	21	22
		市外委託	0	0	0	1	0	0
	私立	飛鳥学院保育所	20	44	54	65	61	71
		桜井学園	10	32	31	39	44	46
		ドリーム保育園（地域型）	4	7	6	-	-	-
		ひなたぼっこ保育園（地域型）	1	2	2	-	-	-
		ドリームハウス（地域型）	0	3	2	-	-	-
		市外委託	0	5	7	7	6	8

			0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
認定こども園	公立	市外委託(保育認定)	0	0	0	2	1	3
	私立	桜井認定こども園三輪学園(保育認定)	12	28	23	17	16	19
		桜井認定こども園三輪学園(教育認定)	0	0	0	0	1	0
		さくら幼稚園(保育認定)	0	0	14	12	20	20
		さくら幼稚園(教育認定)	0	0	15	40	44	29
		市外委託(保育認定)	2	5	2	3	1	1
		市外委託(教育認定)	0	0	0	0	0	1

(資料：桜井市保育教育課)

2. 地域での子育て支援サービスの状況

■ 地域子ども・子育て支援事業の状況

国が定める地域子ども・子育て支援事業について、子育て家庭のニーズに応えられるよう、適切に取り組んでいます。

事業名	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域子育て支援拠点事業	延利用者数	9,538	12,757	13,045	14,395
一時預かり事業	延利用者数	364	895	750	730
一時預かり事業(民間施設分)	延利用者数	10	4	19	165
利用者支援事業	設置数	2	2	2	2
ファミリー・サポート・センター	延援助回数	634	521	541	574
乳児家庭全戸訪問事業	訪問数	311	303	285	310
ショートステイ	延利用件数	37	55	234	375
トワイライトステイ	延利用件数	50	79	98	71
延長保育事業	利用者数	296	279	399	433
病児保育事業	延利用者数	0	0	0	25
幼稚園における預かり保育	延利用者数	4,087	3,121	2,814	3,399
妊婦健康診査	延健診回数	3,660	3,807	3,904	3,537
養育支援訪問事業	延利用者数	23	8	7	26

(資料：桜井市子ども支援課・保育教育課・けんこう増進課)

■ 市独自の子育て支援事業

●ＢＰプログラム事業

生後２～５か月の第１子子育てする母親を対象に、少し早めの子育ての知識と仲間づくりを目的として、４回講座の参加者中心型プログラムを実施しています。

事業名	単位	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
ＢＰプログラム事業	延組数	49	54	49	70

（資料：桜井市こども支援課）

●ミニつどいの広場

地域とのつながりの希薄化による、子育ての負担感・不安感の軽減を目的として行う出張つどいの広場です。保育士が開催し、地域の方と子育て中の親子をつなぐお手伝いをします。子育て相談、子育ての情報提供も行います。毎月１回、地域の公民館等を利用して開催しています。

●親子ふれあい教室

生後１歳６か月以降、子どもとの関わり方に不安をもつ保護者、子どもの発達に気がかりさをもつ保護者を対象に遊びを中心とした親子で参加する年齢別の教室です。保育士が教室を運営し、臨床心理士・作業療法士に相談もできます。

■ 母子保健に関する事業

妊娠６か月から妊娠９か月までの妊婦と家族（はじめて父親となる人）を対象に、妊婦体験、育児体験を行う「パパママ教室」、妊娠４～８か月までの妊婦が妊娠・出産・育児について楽しみながら学ぶ「マタニティ教室」など、母子の健やかな成長を育む教室を開催しています。

事業名	単位	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
パパママ教室※１	回数	0	8	42	8
	延人数	0	36	148	101
マタニティ教室※１	回数	0	12	12	12
	延人数	0	43	61	55
もぐもぐ教室	回数	5	6	6	6
	延人数	11	32	36	44

（資料：桜井市けんこう増進課）

※１ 令和２年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため未実施

3. 小学生児童への支援サービス

■ 学童保育所の状況（各年度5月1日現在）

共働き世帯などの子どもを、放課後、土曜日、夏季・冬季の学業休業日において預かり、子育て家庭への支援と子どもの健全育成を図る事業です。

桜井市内全ての小学校の敷地内に学童保育所を設置することができていますが、今後も子育て家庭のニーズの高まりに応えられるように整備と内容の充実を図っていきます。

（単位：人）

保育所名	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
城島	101	93	97	106	93
安倍	69	60	65	66	60
桜井西	97	87	87	91	93
朝倉	40	46	43	45	67
三輪	51	52	46	53	50
桜井南	65	68	55	54	48
大福	75	72	71	77	74
初瀬	17	22	17	13	13
織田	36	26	32	36	33
纏向	39	47	40	43	44
桜井	48	48	52	51	59
合計	638	621	605	635	634

（資料：桜井市保育教育課）

4. 小中学校の状況

■ 小学校の状況（各年度5月1日現在）

（単位：人）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
公立	桜井市立桜井小学校	198	189	191	178	176
	桜井市立城島小学校	397	379	361	350	318
	桜井市立安倍小学校	338	322	304	303	259
	桜井市立朝倉小学校	154	150	144	157	150
	桜井市立大福小学校	364	358	345	353	348
	桜井市立初瀬小学校	77	70	62	49	48
	桜井市立三輪小学校	169	177	170	190	195
	桜井市立織田小学校	125	128	140	141	145
	桜井市立纏向小学校	141	137	141	146	144
	桜井市立桜井西小学校	408	403	421	394	413
	桜井市立桜井南小学校	370	351	329	300	262
合計		2,741	2,664	2,608	2,561	2,458

（資料：桜井市学校教育課）

■ 中学校の状況（各年度5月1日現在）

（単位：人）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
公立	桜井市立桜井中学校	568	591	581	580	585
	桜井市立桜井東中学校	127	123	129	114	112
	桜井市立大三輪中学校	238	238	225	201	193
	桜井市立桜井西中学校	360	357	358	368	367
合計		1,293	1,309	1,293	1,263	1,257

（資料：桜井市学校教育課）

5. 乳幼児健康診査・相談業務の状況

■ 乳幼児健康診査の状況

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
4か月児 健康診査	健診回数	13	12	12	12
	延人数	327	315	280	323
10か月児 健康診査	健診回数	14	12	12	12
	延人数	358	284	309	322
1歳6か月児 健康診査	健診回数	19	16	16	16
	延人数	382	320	317	304
2歳6か月児 歯科健康診査	健診回数	14	12	12	12
	延人数	362	366	328	328
3歳6か月児 健康診査	健診回数	17	16	16	16
	延人数	354	321	363	334

(資料：桜井市けんこう増進課)

■ 相談業務の状況

●すくすく相談

1歳7か月未満の子どもを対象に、事前予約不要で保健師・助産師、栄養士が相談に応じる「すくすく相談」など、子育てに関する相談事業を実施しています。

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
すくすく相談	実施回数	18	12	12	12
	延人数	137	165	139	193

(資料：桜井市けんこう増進課)

●家庭児童相談

妊婦や18歳未満の子どものいる家庭のすべての相談に相談員が電話や来所、訪問で対応します。必要に応じて、継続的に支援するとともに、適切な機関につなぐなどして切れ目ない支援を行います。

(単位：延人数)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
家庭児童相談	553	499	483	431

(資料：桜井市こども支援課)

6. 児童虐待の状況

■ 児童虐待の状況

(単位：件)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
要保護児童	92	64	68	41
要支援児童	302	309	267	273
特定妊婦	35	33	23	15
合計	429	406	358	329

(資料：桜井市こども支援課)

■ 児童虐待の種別

(単位：件)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
身体的虐待	25	34	27	28
性的虐待	0	0	0	0
心理的虐待	180	191	170	167
ネグレクト	189	148	138	119

(資料：桜井市こども支援課)

7. 経済的支援の状況

■ 子育てに関する経済的負担の軽減の状況

子育て家庭の経済的な負担軽減のために、各種手当てや助成を実施しています。

	対象	令和5年度
児童手当	児童を心身ともに健やかに育成するために、中学校卒業までの児童の養育者に手当を支給	延件数 65,262 件
児童扶養手当	父親または母親がいない世帯、父親または母親が重度の障害の世帯で、18歳までの児童の父親または母親または養育者に支給	(支給対象) 母子世帯：533 世帯 父子世帯：28 世帯 養育者世帯：2 世帯
特別児童扶養手当	20歳未満で、精神または身体に重度・中度の障害をもつ児童の父母または養育者が受給	受給者数 287 人
子ども医療費助成	小学校就学前の乳幼児及び小・中学生の健康の保持及び福祉の増進を図るための医療費の助成	延件数 79,671 件
未熟児養育医療の給付	種々の未熟性があり、家庭保育が困難なため、入院医療を必要とする未熟児にかかる治療費及び食事療養費に対する給付	延件数 30 件
ひとり親家庭等医療費助成	ひとり親家庭等の健康の保持及び福祉の増進を図るための医療費の助成	延件数 13,954 件
重度心身障害者（児）医療費助成	重度心身障害者（児）の健康の保持及び福祉の増進を図るための医療費の助成	延件数 11,663 件
就学援助費	経済的理由により就学困難な桜井市立小中学校に在籍する児童生徒若しくは就学予定の保護者に対し、就学に必要な費用の一部を援助	小学校 296 人 中学生 166 人

(資料：桜井市保育教育課・保険医療課・学校教育課)

第4章 計画策定に係る調査結果と計画策定の留意点

1. ニーズ調査

第3期計画（令和7～11年度）を策定するに当たり、子育て支援に関する事業の利用状況や今後の利用希望などを把握するため、ニーズ調査を実施いたしました。

なお、ニーズ調査の実施に際し、国が示す必須の調査項目の他に桜井市独自の調査項目を加えて、桜井市の子育て家庭の意向をより把握できるように工夫しました。

●ニーズ調査を実施する趣旨

子ども・子育て支援法において、各市町村の人口構造などの地域特性、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業などの利用状況や利用希望などを踏まえて計画を作成する必要があると定められています。

そこで、計画の作成にあたり、現在の利用状況や今後の利用意向を把握するため、ニーズ調査を実施し、そこで得られたデータから教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業などの量の見込みを推計し、具体的な目標設定を行うことが義務づけられています。

（1）調査概要

調査対象	就学前児童がおられる世帯	小学生がおられる世帯
抽出方法	令和6年2月1日時点の住民基本台帳から無作為抽出	
配布数	1,000	1,000
有効回収数	462	430
回収率	46.2%	43.0%
配布方法	郵送による配布・回収／ネット回答	
調査期間	令和6年3月8日～3月25日	

※次ページ以降のグラフについて、表記中（SA）は単数回答、（MA）は複数回答を表しています。

(2) 調査結果概要

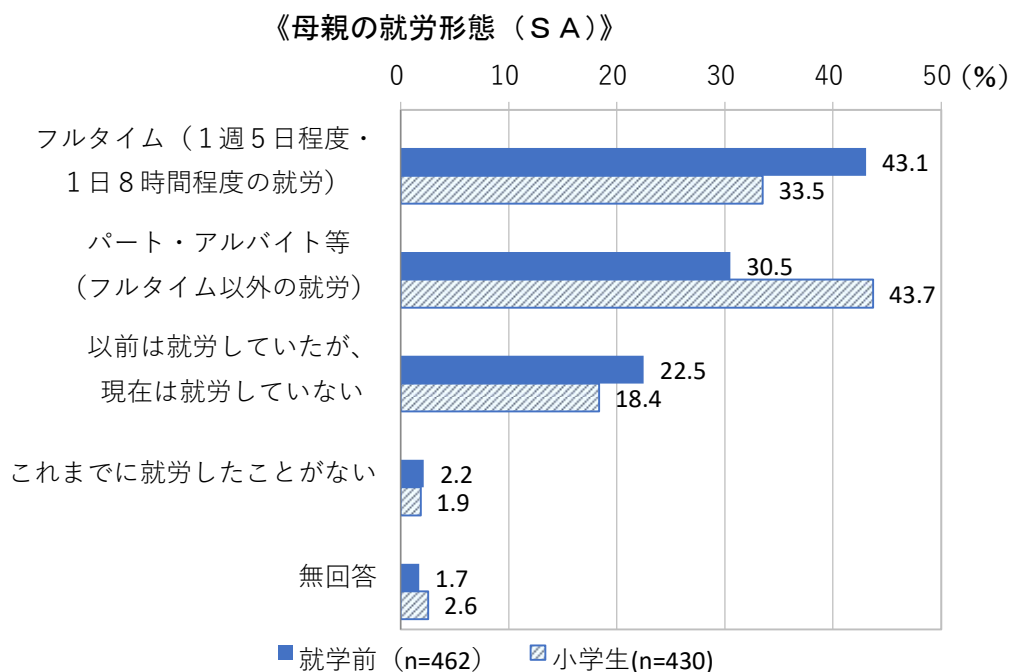
①母親の就労状況について

【就学前児童】

「フルタイム（１週５日程度・１日８時間程度の就労）」の割合が最も高く 43.1%となっています。次いで「パート・アルバイト等（フルタイム以外の就労）」（30.5%）、「以前は就労していたが、現在は就労していない」（22.5%）となっています。

【小学生】

「パート・アルバイト等（フルタイム以外の就労）」の割合が最も高く 43.7%となっています。次いで「フルタイム（１週５日程度・１日８時間程度の就労）」（33.5%）、「以前は就労していたが、現在は就労していない」（18.4%）となっています。



②小学校就学後の放課後の過ごし方の希望と現状について

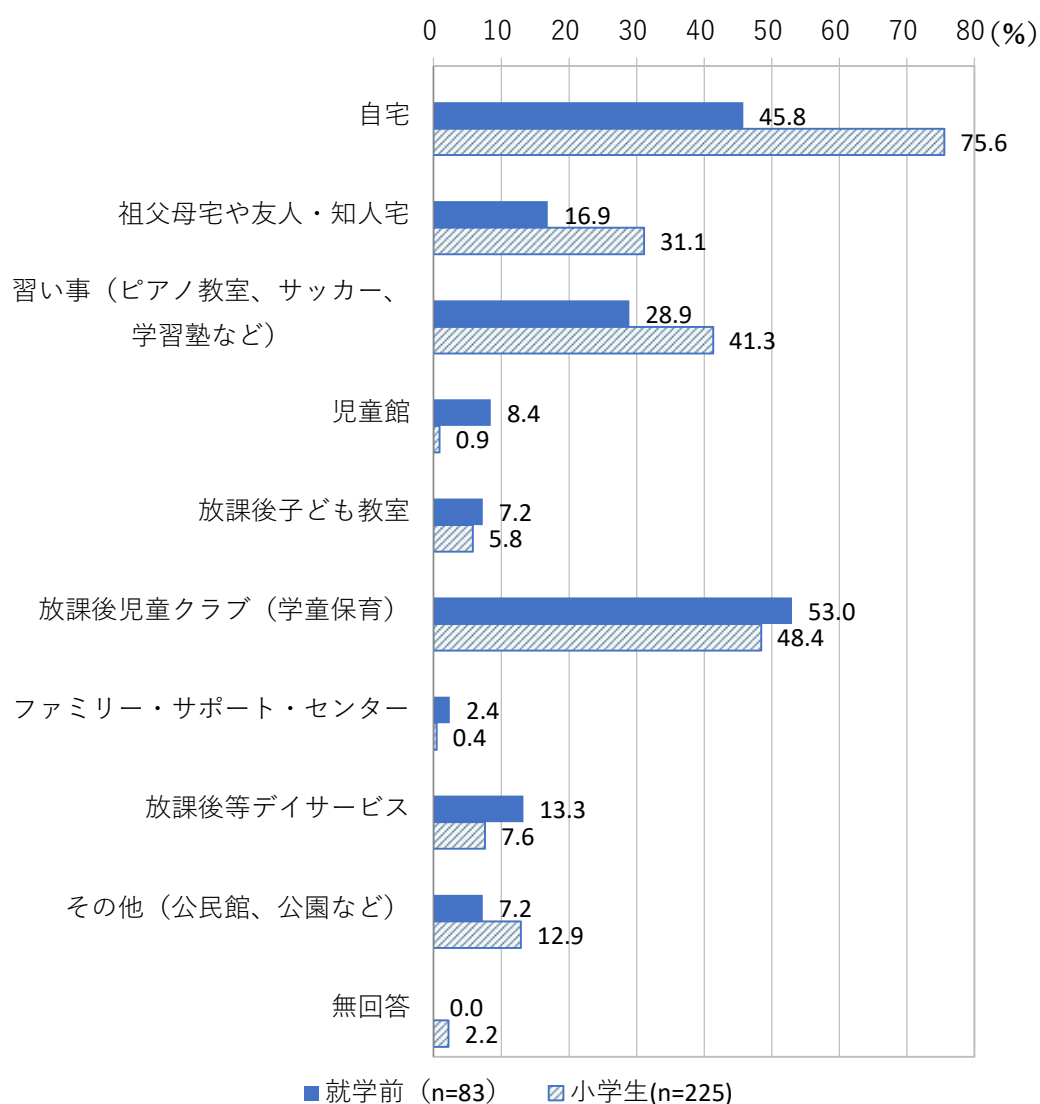
【就学前児童】（小学校低学年における希望）

「放課後児童クラブ（学童保育）」の割合が最も高く 53.0%となっています。次いで「自宅」（45.8%）、「習い事（ピアノ教室、サッカー、学習塾など）」（28.9%）となっています。

【小学生】（小学校低学年の利用状況）

「自宅」の割合が最も高く 75.6%となっています。次いで「放課後児童クラブ（学童保育）」（48.4%）、「習い事（ピアノ教室、サッカー、学習塾など）」（41.3%）となっています。

《小学校低学年（１～３年生）過ごさせたい場所 放課後過ごす場所【現状】（MA）》



③子育てに関する情報源について

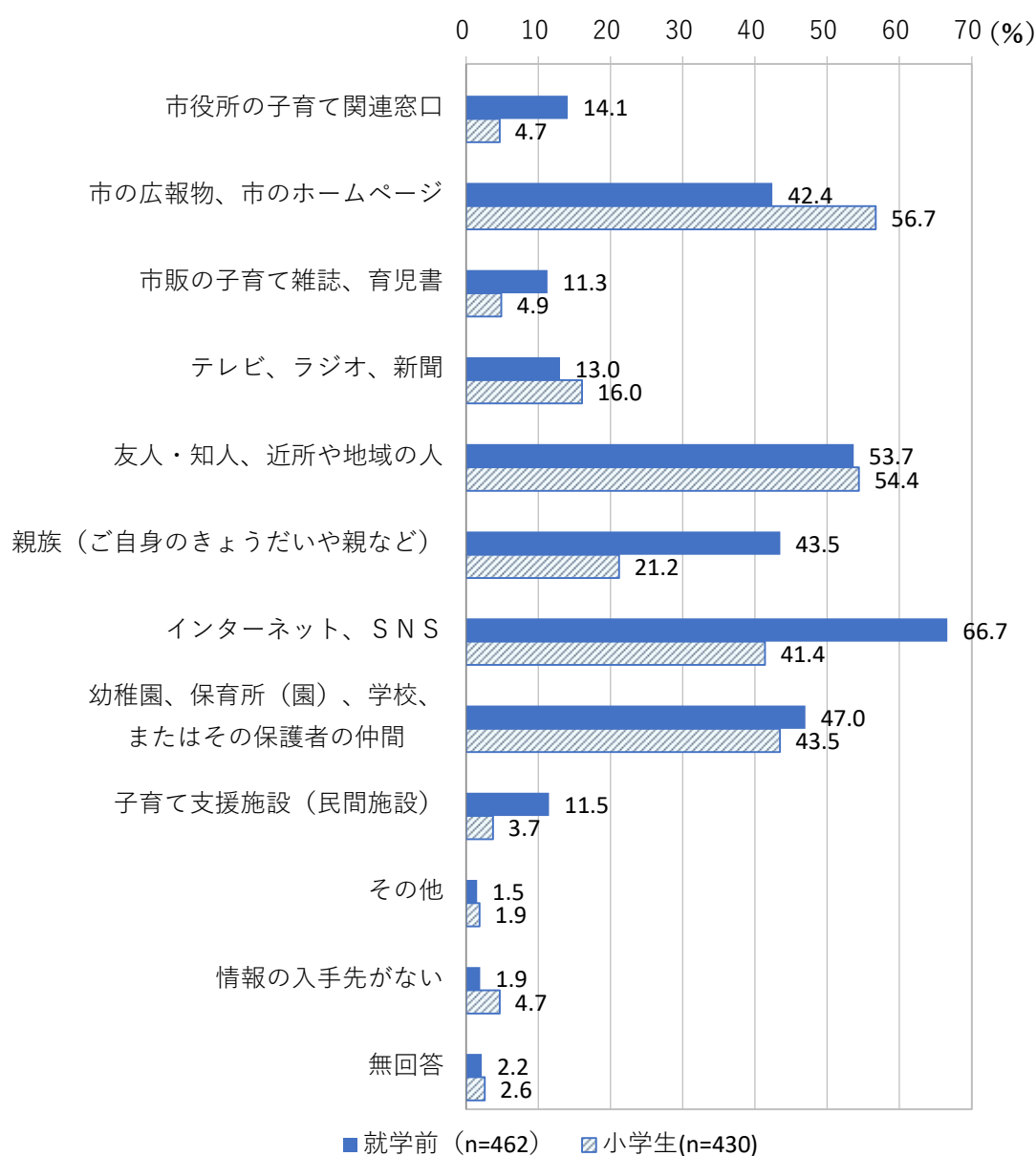
【就学前児童】

「インターネット、SNS」の割合が最も高く 66.7%となっています。次いで「友人・知人、近所や地域の人」(53.7%)、「幼稚園、保育所(園)、学校、またはその保護者の仲間」(47.0%)となっています。

【小学生】

「市の広報物、市のホームページ」の割合が最も高く 56.7%となっています。次いで「友人・知人、近所や地域の人」(54.4%)、「幼稚園、保育所(園)、学校、またはその保護者の仲間」(43.5%)となっています。

《子育てに必要な情報の入手先 (MA)》



④子育てに関する施策全般について

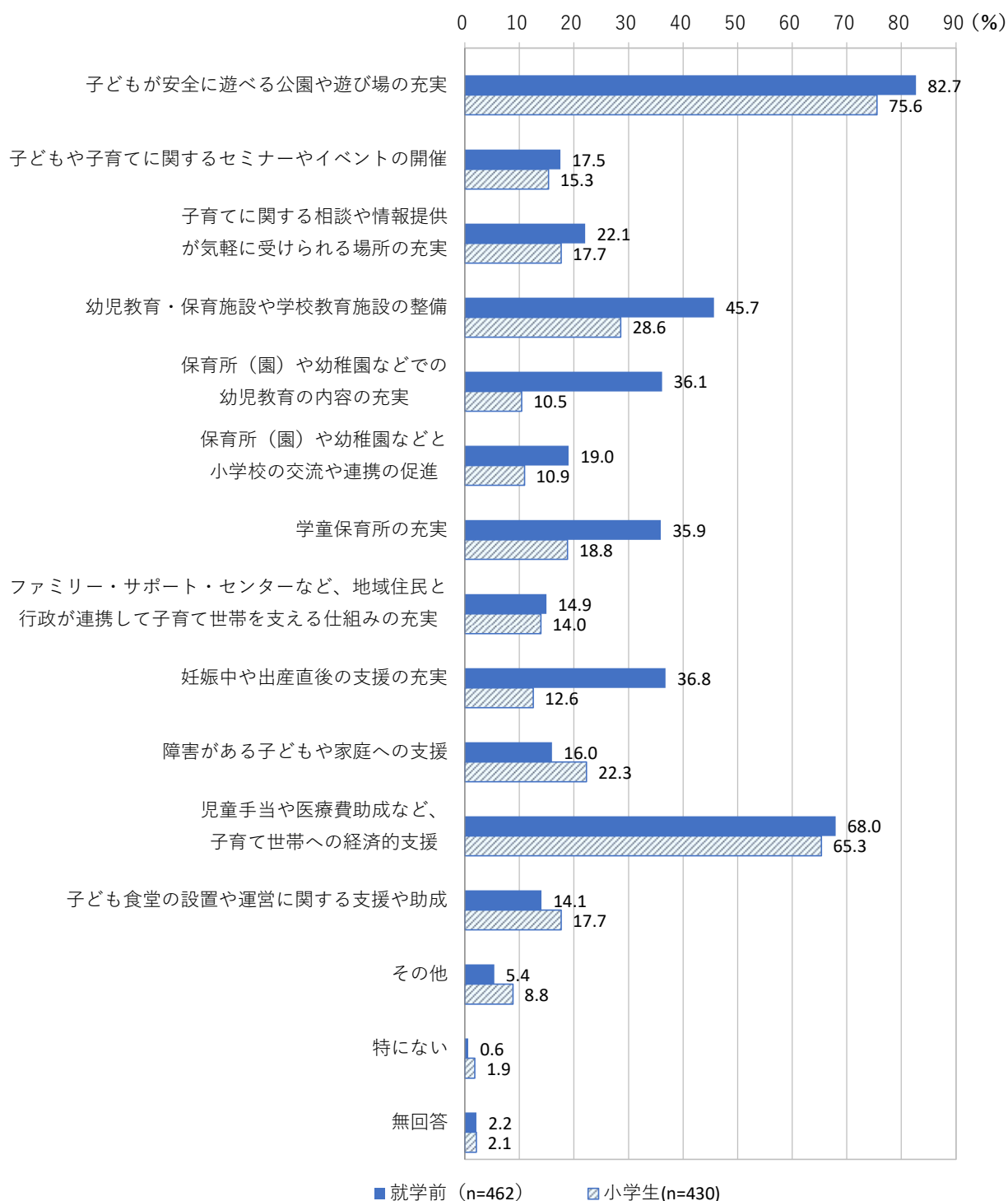
【就学前児童】

「子どもが安全に遊べる公園や遊び場の充実」の割合が最も高く 82.7%となっています。次いで「児童手当や医療費助成など、子育て世帯への経済的支援」(68.0%)、「幼児教育・保育施設や学校教育施設の整備」(45.7%)となっています。

【小学生】

「子どもが安全に遊べる公園や遊び場の充実」の割合が最も高く 75.6%となっています。次いで「児童手当や医療費助成など、子育て世帯への経済的支援」(65.3%)、「幼児教育・保育施設や学校教育施設の整備」(28.6%)となっています。

《子育て支援の要望 (MA)》



■ 就学前 (n=462)

▨ 小学生 (n=430)

⑤子育てをする上での相談先について

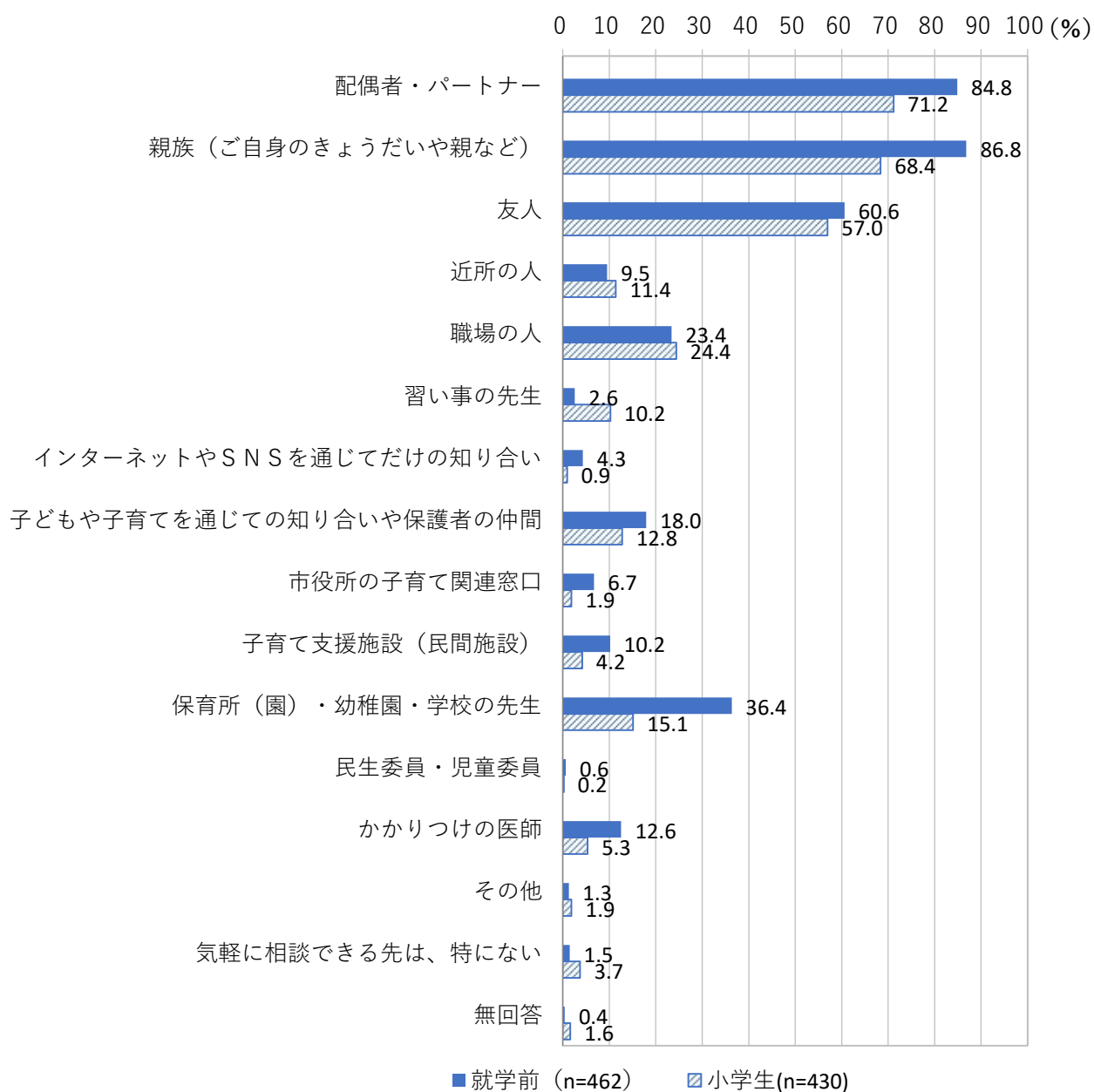
【就学前児童】

「親族（ご自身のきょうだいや親など）」の割合が最も高く 86.8%となっています。次いで「配偶者・パートナー」（84.8%）、「友人」（60.6%）となっています。

【小学生】

「配偶者・パートナー」の割合が最も高く 71.2%となっています。次いで「親族（ご自身のきょうだいや親など）」（68.4%）、「友人」（57.0%）となっています。

《お子さんの子育て（教育を含む）をする上での気軽な相談先（MA）》



⑥子育ての悩みについて

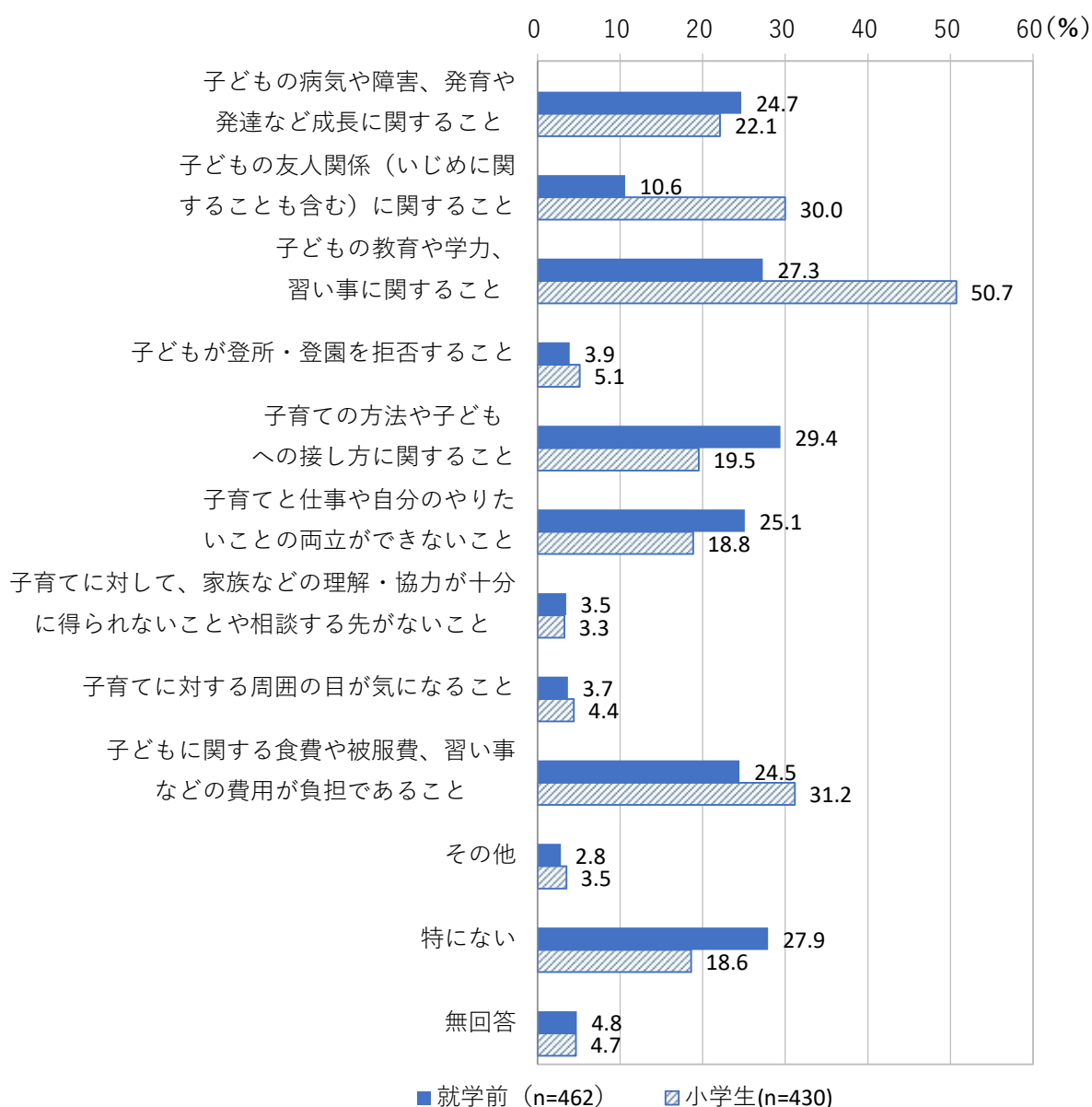
【就学前児童】

「子育ての方法や子どもへの接し方に関すること」の割合が最も高く 29.4%となっています。次いで「特にない」(27.9%)、「子どもの教育や学力、習い事に関すること」(27.3%)となっています。

【小学生】

「子どもの教育や学力、習い事に関すること」の割合が最も高く 50.7%となっています。次いで「子どもに関する食費や被服費、習い事などの費用が負担であること」(31.2%)、「子どもの友人関係（いじめに関することも含む）に関すること」(30.0%)となっています。

《子育てについて日頃悩んでいること、気になること（MA）》



2. 子どもの生活状況調査（子どもの貧困対策計画）

（１）調査概要

子どものいる世帯の家庭の経済状況の格差が子どもとその家族の生活にどのように影響しているのかを明らかにし、本計画を策定するための基礎資料とするため市立小中学校に在籍する児童生徒とその保護者を対象とした子どもの生活状況調査を実施しました。

①調査方法及び回収結果

調査対象	市立小学校の５年生全員とその保護者及び市立中学校の２年生全員とその保護者	
対象学年	小学５年生	中学２年生
配布数	460	444
有効回収数	434	377
回収率	94.3%	84.9%
配布方法	学校を通じて配付及び回収	
調査期間	令和３年１２月６日～１２月２１日	

②相対的貧困世帯の割合

調査対象となった世帯の経済状況を分析したところ、国民生活基礎調査における貧困線未満の所得水準で生活していると考えられる世帯（相対的貧困世帯）の割合は、全体で16.0%（判定不能を除くと19.0%）となりました。回答された世帯収入の分布を国・奈良県の同種調査と比較しても、本市の子育て世帯の所得水準は平均的に低く、厳しい経済状況の中で子育てをしている世帯が少なくないことがうかがえる結果となっています。

■相対的貧困世帯の割合

学年	n	相対的貧困世帯		非相対的貧困世帯		判定不能	
		世帯	%	世帯	%	世帯	%
小学５年生	434	72	16.6	295	68.0	67	15.4
中学２年生	377	58	15.4	261	69.2	58	15.4
全 体	811	130	16.0	556	68.6	125	15.4

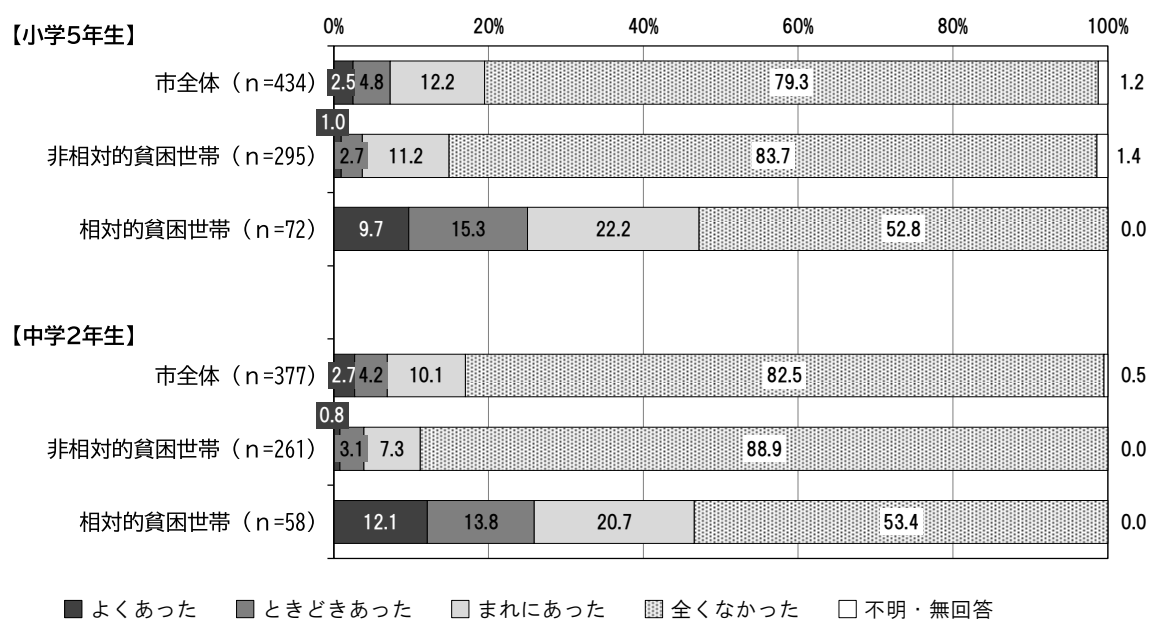
※判定不能は、世帯人員と世帯収入のいずれかが無回答。本調査における本市の貧困率（小学５年生と中学２年生の平均）は、判定不能を除くと19.0%だが、国調査とは調査方法・対象が異なるため単純には比較できない。

(2) 調査結果概要

①子育て世帯の経済的状況について

生活に必要な食料が買えなかった経験や、子育て世帯が通常所持していると考えられるものを所持していない状況など、経済的に非常に厳しい状況の中で子育てをしている世帯があることが示されています。

《過去1年の間にお金足りなくて家族が必要とする食料が買えなかったこと【保護者調査】》



《経済的理由のために家庭にないもの【保護者調査】》

単位：％

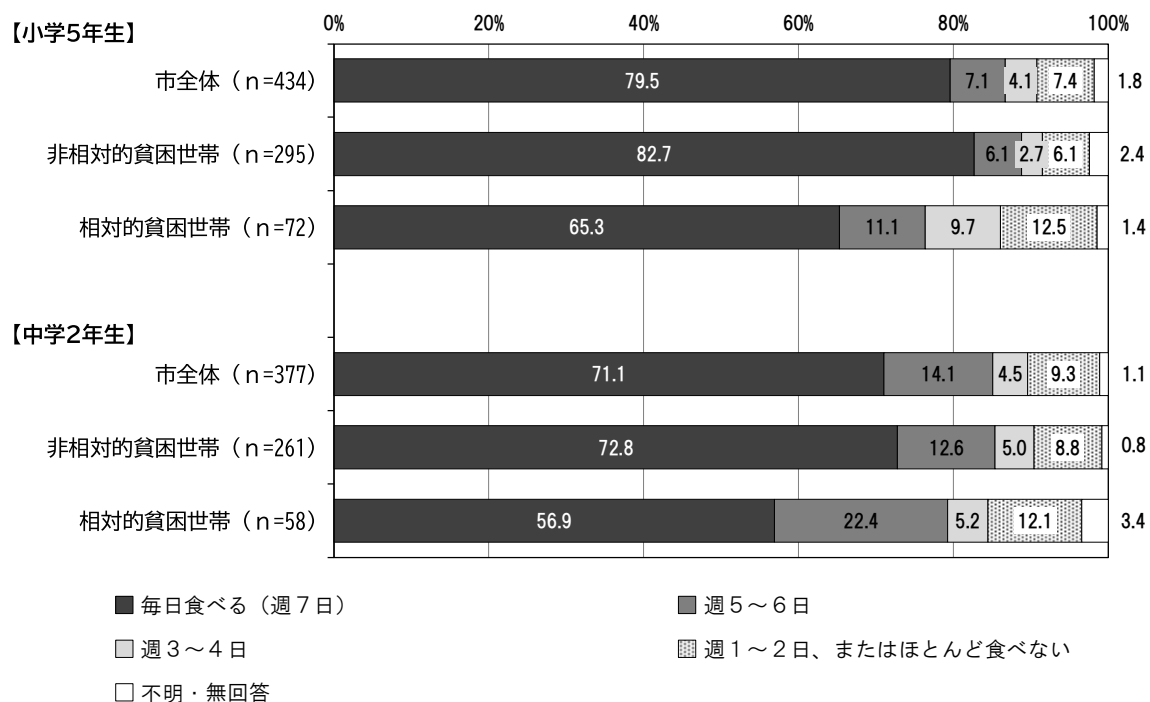
		子どもの年齢に合った本	子ども用のスポーツ用品・おもちゃ	子どもが自宅で宿題をすることができる場所	洗濯機	炊飯器	掃除機	暖房機器（エアコンを含む）	冷房機器（エアコンを含む）	電子レンジ
小学5年生	市全体 (n=434)	5.8	3.0	3.5	0.2	0.2	0.5	0.0	0.7	0.5
	非相対的貧困世帯 (n=295)	3.4	1.7	1.7	0.0	0.3	0.0	0.0	0.7	0.7
	相対的貧困世帯 (n=72)	19.4	9.7	12.5	1.4	0.0	1.4	0.0	1.4	0.0
中学2年生	市全体 (n=377)	6.6	2.1	2.9	0.3	0.5	0.5	0.5	0.8	0.5
	非相対的貧困世帯 (n=261)	3.8	0.4	1.1	0.0	0.4	0.4	0.0	0.0	0.4
	相対的貧困世帯 (n=58)	24.1	12.1	12.1	1.7	1.7	1.7	1.7	5.2	1.7

		電話（固定電話・携帯電話を含む）	世帯専用のおふろ	世帯人数分のベッドまたは布団	急な出費のための貯金または現金（5万円以上）	パソコン（タブレット含む）	新聞の定期購読（ネット含む）	あてはまるものはない	不明・無回答
小学5年生	市全体 (n=434)	3.0	0.0	4.6	16.6	9.7	14.7	65.4	3.7
	非相対的貧困世帯 (n=295)	2.0	0.0	2.4	11.2	4.7	11.5	74.2	2.0
	相対的貧困世帯 (n=72)	8.3	0.0	16.7	43.1	31.9	30.6	29.2	2.8
中学2年生	市全体 (n=377)	2.4	0.0	3.7	14.1	8.2	11.7	66.8	4.5
	非相対的貧困世帯 (n=261)	2.3	0.0	2.7	12.3	4.2	8.4	74.7	2.7
	相対的貧困世帯 (n=58)	5.2	0.0	12.1	31.0	32.8	31.0	24.1	5.2

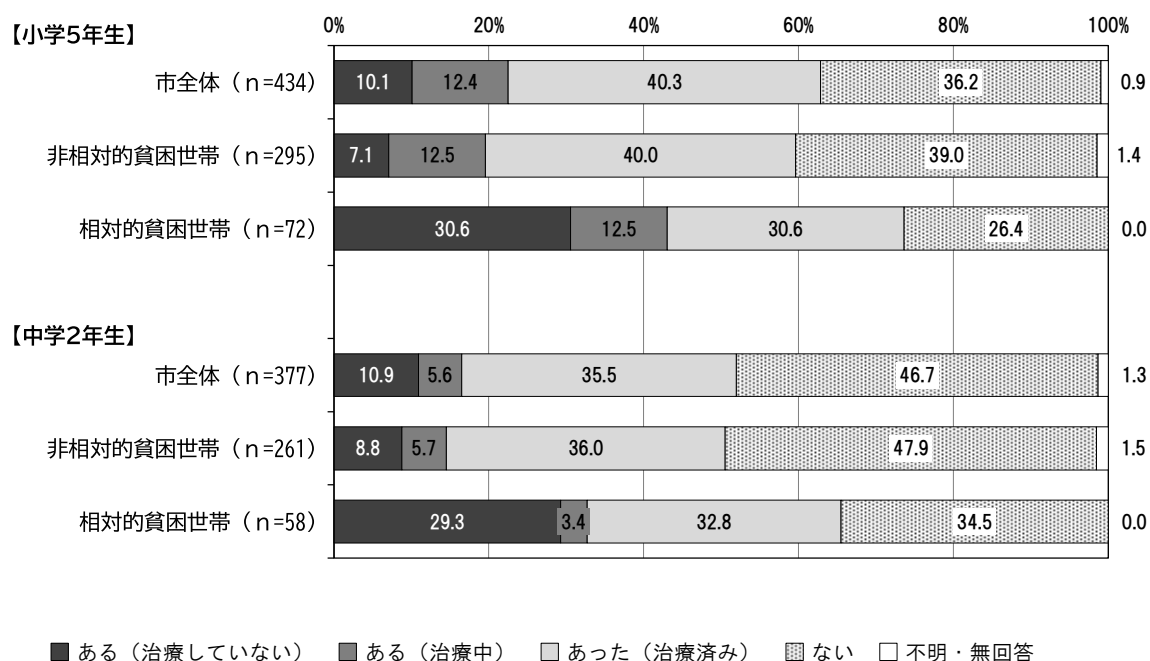
②子どもの生活習慣について

経済的に厳しい状況にある世帯では、そうではない世帯と比べて、朝食を毎日食べる割合が低く、むし歯のある割合が高くなっているなど、基本的な生活習慣に課題がある世帯が多いことがうかがえます。

《朝食の頻度【子ども調査】》

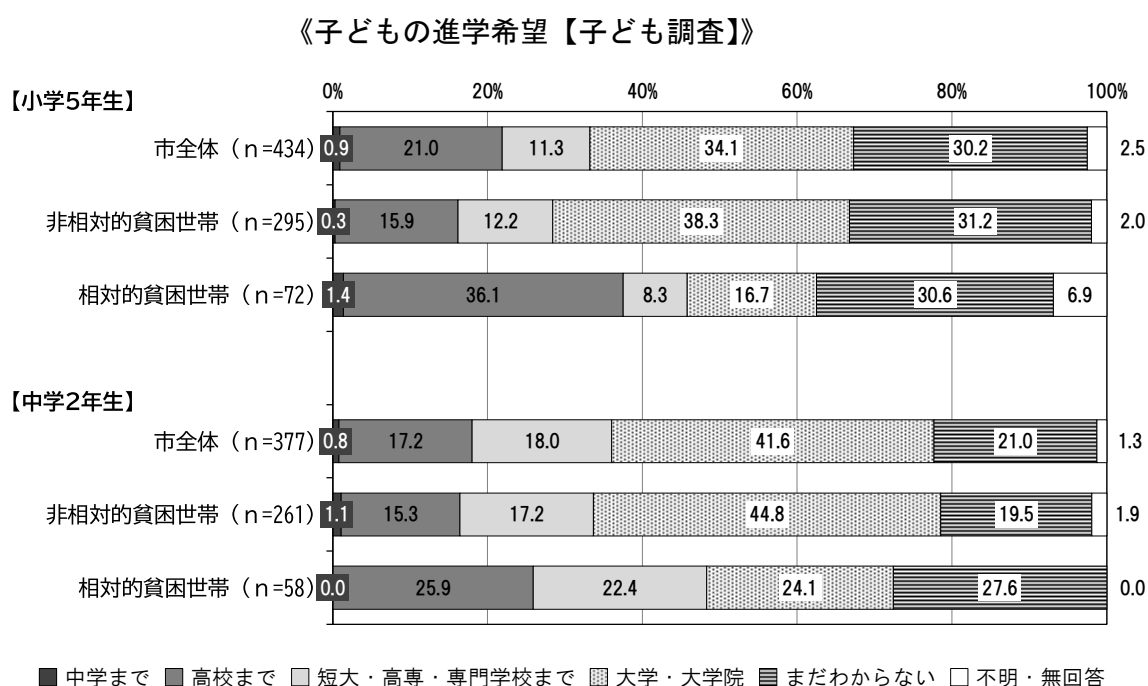
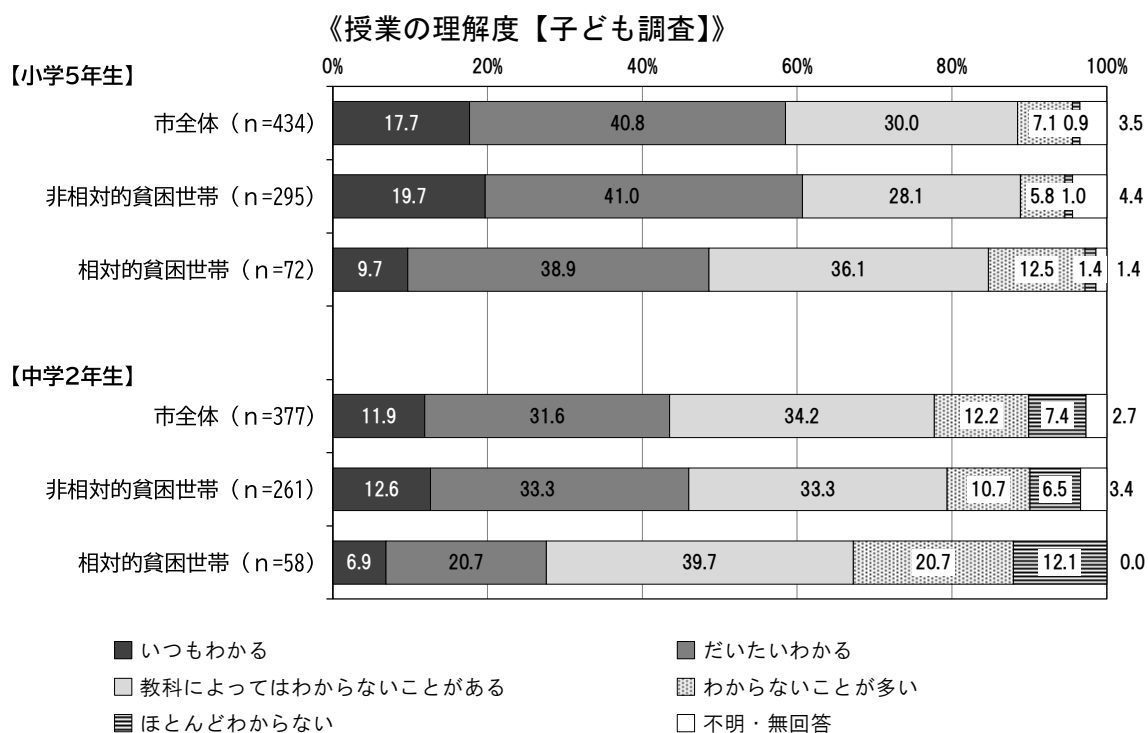


《子どものむし歯の有無【保護者調査】》



③学習・教育及び進学希望について

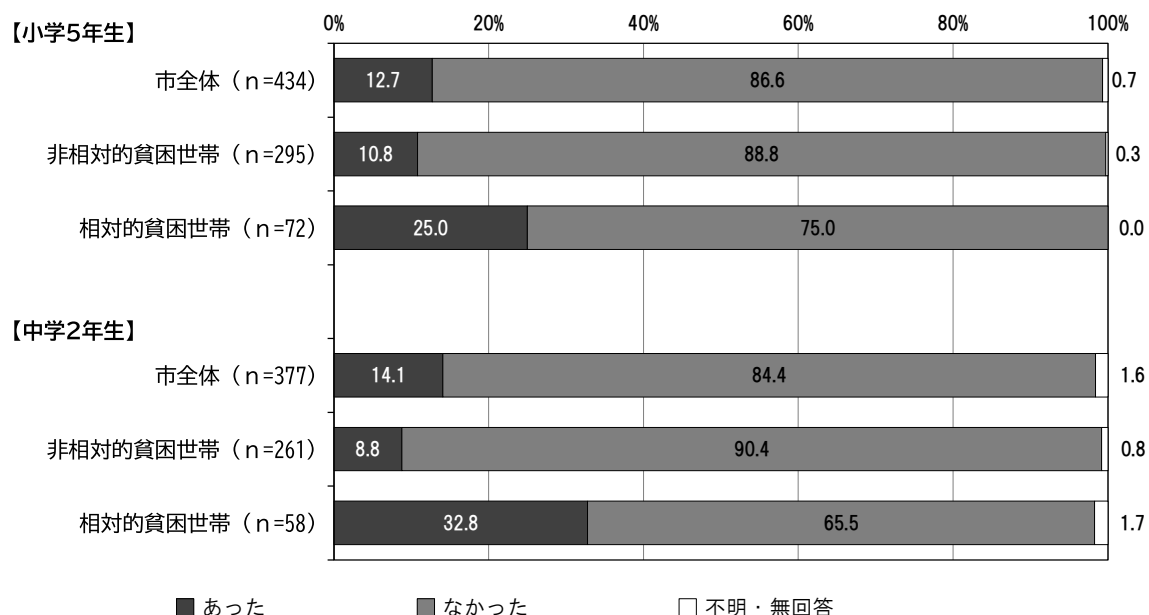
相対的貧困世帯の子どもは、学校の授業が「いつもわかる」または「だいたいわかる」と回答する割合が低く、進学希望についても「大学・大学院」の割合が低くなっています。家庭の経済状況の格差は、通塾や学習時間、保護者の学歴構成の格差等とも関連して、子どもの授業の理解度や進学希望にも影響を与えていることがうかがえます。



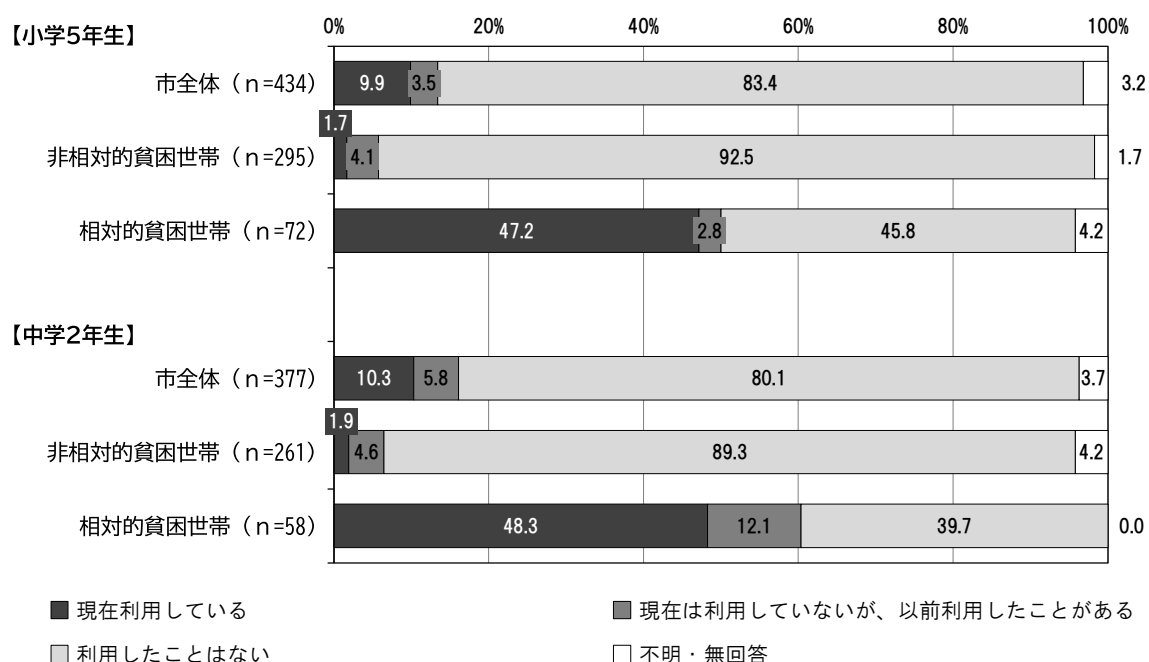
④医療機関の受診や就学援助の利用状況について

医療機関等に子どもを受診させたほうがよいと思ったのに受診しなかった経験は、相対的貧困世帯で多くなっています。その理由として約半数が「医療費の支払いが不安であったから」と回答しています。相対的貧困世帯については、ほぼ制度の対象となると思われる就学援助についても、4割前後が「利用したことはない」と回答しており、子ども医療費制度や就学援助といった経済的支援制度が、対象となる世帯に適切に届いているか、懸念される結果が示されています。

《過去1年の間に、子どもを受診させたほうがよいと思ったのに、受診しなかったこと【保護者調査】》



《就学援助の利用状況【保護者調査】》



◆ニーズ調査結果から見られる傾向や課題◆

母親の勤務状況について

就学前児童がいる母親の就業率は7割以上、小学生がいる母親の就業率も8割弱となっており、就学前児童のいる母親から小学生がいる母親へと子どもの年齢が高くなるに従い、就業率も高くなっています。共働き世帯の割合の高い状況において、安心して勤務できる環境づくりのために、就学前児童に対しては、幼児教育・保育の施設整備や一時預かりや第3期計画期間中に新たに導入予定の乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）など、小学生に対しては、学童保育所やファミリー・サポート・センターの充実などにより、共働き世帯への子育て支援を一層充実させる必要が見られます。

小学校の放課後の過ごし方について

就学前児童がいる保護者の今後の意向をみると、低学年の間は「学童保育所」の割合が最も高く、53.0%と半数を超えています。一方、小学生がいる保護者の現状をみると、「学童保育所」の割合は48.4%となっており、現状を上回る利用意向が示されています。第3期計画期間中の小学生数は、減少傾向が続いているものの、「学童保育所」の利用者数は大きな減少は見られていません。母親の就業率の高まりやニーズ調査結果からみられる勤務状況を勘案すると、子育て家庭が安心して働ける環境整備のためにも、さらに「学童保育所」の充実を図っていく必要があります。

子育てに関する情報の入手先について

就学前児童がいる保護者では、SNS等のネット利用が6割以上となっているのに対し、小学生がいる保護者では、約4割と大きな差があります。子育てにおける子どもの年齢により、必要となる情報も変わることが想定されますが、支援が必要となる場合の情報提供の機会となるため、多様な手段での情報提供を行う必要があります。また、一方で「情報の入手先」がないという保護者もいるため、情報弱者を生まないよう、個々の状況に応じた情報提供の方法についても対応の必要があります。

保護者に対する相談体制について

「気軽に相談できる先は、特にない」と回答した就学前児童がいる保護者の割合は1.5%、小学生がいる保護者は3.7%となっており、アンケート対象者全員に対し、52人相当の保護者が相談先がないという状況になっています。小さな相談から、具体的な支援につなぎ、困難を抱える子育て家庭がないよう、相談窓口の周知や対応時間の充実、相談手段の多様化等、保護者世代に応じた支援に向けての仕組みづくりが求められています。

子育てに関して悩んでいることや気になること

就学前児童がいる保護者は小学生のいる保護者と比べて、子育ての方法や子どもへの接し方、子育てと仕事や自分のやりたいことの両立への悩みの割合が高くなっています。多様な手段による情報収集は進んでいるものの、悩み、課題の解決に向けては、支援が求められる場合もあると考えられます。

また、小学生では就学前児童と比べて、子どもの教育や学力、友人関係への悩みの割合が高くなっています。学校教育の環境整備や教職員の資質向上や教育内容の充実、子ども同士が良い友人関係を築けるように子どもが関わる学校や学童保育における情報の共有、地域での見守りや家庭との連携が求められています。

どのような子育て支援を充実してほしいか

就学前・小学生の保護者ともに、公園や遊び場の充実や経済的支援を求める割合が高くなっています。さらに、就学前の保護者では、妊娠中や出産直後の支援の充実を求める割合も高くなっています。また、学童保育所の充実について、就学前児童の方が小学生より利用希望の割合が高くなっていることから、子どもが小学校に進学した際に引き続き仕事が続けられる環境、いわゆる「小1の壁」への対応が求められています。

◆子どもの生活状況調査結果から見られる傾向や課題◆

教育の支援について

家庭の経済状況が通塾や家庭における学習環境、子どもの勉強時間、授業の理解度、保護者と子どもの進路希望と関連しており、学習の機会の乏しさを補う取り組みが求められます。

保護者の学歴と子どもの進学希望との関連が強く、身近な人間関係の範囲で子どもの希望が限定される傾向がうかがえることから、子どもが自分の親以外の進学、就職のモデルを見つけることができるような支援も課題となります。

生活の支援について

経済状況の理由による購入困難となる世帯は全国調査と比べてもその割合が高くなっており、経済的に厳しい状況の中で子育てをしている世帯に対しての支援が求められます。

経済的に厳しい状況にある世帯においては、基本的な生活習慣の確立や保護者の子どもに対する教育的な働きかけ等、家庭教育を十分に行うことが難しい状況にあることがうかがえ、日常生活習慣の確立や家庭における教育的な働きかけの支援が求められます。

地域における居場所や食事の提供については、全国調査と比較して利用している子どもが多く、子どもを地域で支えることのできる環境が比較的充実していると考えられます。このような場での教育的支援や保護者への支援の取り組みや利用の拡大に向けて関係機関との連携を図っていくことで、市全体の支援の充実につなげていくことが求められます。

保護者に対する支援について

家庭の経済状況は保護者の就労状況ともかかわっており、保護者が安定した職に就けるための支援が経済状況の改善に大きく資すると考えられます。

経済的に厳しい状況にある世帯では、保護者が頼りにすることのできる人間関係も乏しい傾向があり、保護者の社会的な孤立が懸念され、孤立を防ぐための関係機関・団体等のネットワークづくりが必要となります。

経済的支援について

既存支援制度について、経済的に厳しい世帯が十分利用できていない可能性があり、利用可能な制度の周知や利用のための手続き等の支援の検討が求められます。

3. 計画策定における様々な留意点

本市の現状や国の基本指針などを踏まえて、次の点に留意して計画策定を行います。

◎ “子どもの最善の利益”を尊重した幼児教育・保育、子育て支援の推進

桜井市では、令和3年12月に策定した「桜井市立保育所・幼稚園の再編に向けて 基本計画」に基づき、保育所・幼稚園の認定こども園への転換などを伴う適正な幼児教育・保育施設の配置と運営の実現に向けて検討をしてきました。しかし、著しく進む少子化など社会情勢の変化が大きく、最新の人口推計値では想定していた施設規模では大きすぎることが判明しました。桜井市の実情に応じた持続可能な認定こども園の整備を進めるために、令和6年度に施設規模を見直す基本計画の改訂を行い、早期の認定こども園開園に向けて取り組みを進めていきます。

これからも幼児教育・保育事業や様々な子育て支援事業、各種健診や相談事業において“子どもの最善の利益”が尊重される量と質の確保及びサービスの提供に努めます。また、学童期においても健やかな育ちが約束される環境づくりをめざすため、小中学校や学童保育所などにおいての量と質の確保と施設や教育内容の充実を図っていきます。

◎保育ニーズの高まりへの対応

桜井市では少子化が進んでいる一方、女性の就業率の高まりによる共働き世帯の増加により年々保育ニーズは高まっています。第3期計画期間中においては、乳児等通園支援事業の（こども誰でも通園制度）開始が予定されており、今後も幼児教育・保育施設の適切な量と質の確保、待機児童の解消、保育士・教職員などの人材確保や資質向上のための研修などを行っていきます。

◎放課後児童健全育成事業の充実

国が示す「放課後児童対策パッケージ」の趣旨に基づき、共働き世帯やひとり親家庭などのいわゆる「小1の壁」の打破と、子どもが放課後を安心・安全に過ごし多様な体験や活動ができるよう、学童保育所や放課後子ども教室の連携や交流また、質と量の確保・内容の充実に努めます。

◎児童虐待防止対策の充実

子どもを取り巻く社会状況が厳しくなる中、要保護児童対策地域協議会における医療・保健・福祉・教育等の連携を強化し、児童虐待の早期発見・早期対応や発生予防を充実していく必要があります。また、児童虐待は特別な家庭だけにおこる事象ではなく、育児不安や育児負担等が増すことで、誰にでもおこりうる可能性があるため、相談体制の充実や子どもと家庭を支える子育て環境の充実に努めます。

◎障害のある子どもに対する支援の充実

障害のある子どもに対して、就学前においては幼児教育・保育施設における受け入れを充実するとともに、小中学校から高等学校へとライフステージを通じて、切れ目のない支援が受けられるよう、関係機関との連携や相談体制の強化を図ります。また、医療的ケア児及びその家族が身近な地域で安心して、必要な医療、福祉的な支援が受けられるよう、総合的な支援体制の構築に努めます。

◎妊娠期からの切れ目のない支援の充実

すべての家庭及び子どもに対して、ニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援を質と量の両面にわたり充実させ、妊娠・出産期・乳幼児期・学童期・青年期へと切れ目のない支援を行います。また、親の気持ちを受け止め、寄り添いながら相談や適切な情報提供を行い、必要に応じて連携による支援を行うことや、年齢・発達段階に応じた子どもへの接し方などに関する親の学びなど、親や家庭の愛情のもとに子どもが健やかに育つ環境整備を進めます。これらに対しては、第3期計画期間中に、子育て世帯訪問支援事業、妊婦等包括相談支援事業、産後ケア事業等の提供を通じて推進を図ります。

◎子育てへの男女共同参画とワーク・ライフ・バランスの推進

父親の育児休暇の取得状況や育児参加が増加傾向にあります。男女共にゆとりある職業生活を送るとともに、家庭生活や地域生活との調和を図ることができるよう、多様な保育ニーズ等に対応した適切な教育・保育の提供の充実にも努めます。また、子育てのための時間を十分にもつことができ、父親も共に子育てに参加できるよう、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）への市民の関心と理解を深めるとともに、関係機関と連携し労働環境の改善を企業などに働きかけます。

◎帰国子女や外国人の子どもなどへの支援

国際化の進展に伴う帰国子女や外国人の子どもなどの増加が見込まれることを踏まえて、該当する子育て家庭が教育・保育事業や子育て支援事業などを円滑に利用できるよう適切な支援を行い、言葉の壁が子どもの成長の壁にならないように支援を推進します。

◎安心・安全な子育て環境の充実

子どもを交通事故や犯罪から守るため、保護者をはじめ地域住民・団体と連携し、通学路や生活道路における見守り・支援体制の強化を図るとともに、交通安全に関する歩道やガードレールなどの整備や児童生徒に対する交通安全教育を実施し、地域で子どもを守る体制が構築できるよう推進します。

◎すべての子どもが平等に夢や希望を持てるための支援

すべての子どもたちの将来が家庭の生活状況や生れ育った環境に関わらず、夢や希望が叶えられるよう、また、貧困が世代を越えて連鎖することがないよう、子どもの貧困を解消する対策を総合的に推進します。

第5章 基本理念と施策体系

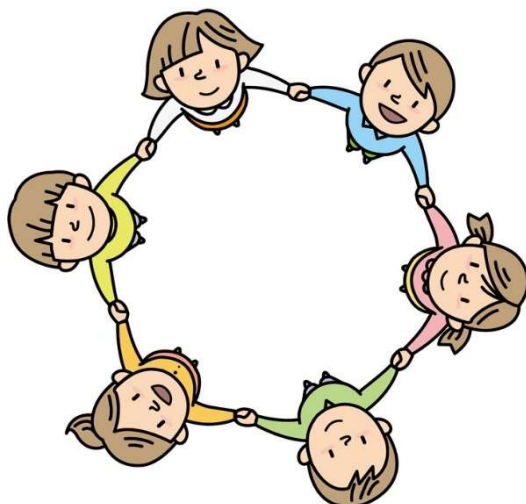
1. 第3期計画の基本理念

子育て満開のまち さくらい
～地域全体で咲かせる子どもと親の夢～

桜井市では少子高齢化の進行に加え、共働き世帯や核家族が増加しています。さらに価値観や生活様式の多様化、地域のつながりの希薄化などにより、家庭や地域の子育て力が低下してきており、子育て家庭の不安や負担が増えつつあり、また、経済的な支援が必要な家庭に対する課題等も増加している状況となっています。このような課題の解決や社会情勢の変化に対応するため、子育て支援施策の更なる充実はもとより、仕事と子育てを両立できる環境の整備を一層推進していく必要があります。

第1期計画及び第2期計画においては、「子どもの視点に立った支援」・「切れ目のない支援」・「地域社会全体による支援」という基本的な視点のもとに、次代を担う子どもたちの権利と利益が最大限尊重され、子どもも親も笑顔で健やかに成長できるまちづくりを推進してきました。

第3期計画においてもこの基本理念を継承し、地域ぐるみで子育てを支援する環境が整い、子育てに関する喜びが共有され、子どもを生みたい・育てたいと思えるまちとなることを目指します。基本的な視点については、子どもを支援する子育て当事者と地域における協働とさらに広い視点でささえるべく、新たに設定しました。



2. 基本的な視点

基本理念を実現するため、次の3つの視点から施策の展開を行います。

子どもと子育て当事者の視点に立った支援

障害、疾病、虐待、貧困など、社会的また、経済的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、すべての子どもや子育て家庭に対して、子どもと子育て当事者の視点に立った支援を行い、子どもたちが心身ともに健やかに成長するとともに、子どもの最善の利益が実現される社会をめざします。



切れ目のない支援

すべての子ども及び子育て家庭に対して、妊娠・出産期から切れ目のない多様な子ども・子育て支援を充実させることにより、貧困など生まれ育った経済的環境に係わらず、誰もが子どもを産み育てることに夢と希望が持て、また、子育てや子どもの成長に喜びや楽しさを実感できる社会をめざします。

地域社会の協働による支援

地域や企業、学校、行政などの社会全体で、「すべての子どもの心身ともに健やかな成長を実現する」という目的を共有するとともに、子ども・子育て支援に対する関心と理解を深め、協働して子どもや子育て家庭を見守り、支えあうことができる社会をめざします。



3. 計画の基本目標

基本理念を実現するため、基本的な視点を踏まえつつ、次の3つの基本目標を設定します。

基本目標1 質の高い教育・保育や多様な子ども・子育て支援を受けることができる環境づくり

○すべてのこどもが心身ともに健やかに成長し、保護者が子育てや子どもの成長に喜びや楽しさを感じることができるよう、乳幼児期の教育・保育や子育て支援の量的確保と質的改善を図るとともに、子育てに伴う経済的負担の軽減を図ることが重要となります。

○乳幼児期の重要性や特性を踏まえ、質の高い教育・保育を提供するとともに、子どもの発達や学びが円滑につながるよう、小学校教育と連携し、学童期・思春期における教育施策の充実を図ります。また、子どもや子育て家庭の状況、地域の実情を踏まえた、多様な子ども・子育て支援事業の展開をめざします。

【施策・事業】

- (1) 乳幼児期における教育・保育施策
- (2) 多様な子ども・子育て支援
- (3) 経済的負担の軽減
- (4) 学童期・思春期における教育施策



基本目標2 安心して子どもを産み、育てるための環境づくり

○子育て支援を提供するにあたっては、妊娠から出産、子育て期までの切れ目のない相談支援体制や環境づくりを進めることが必要です。

○安心して子どもを産み、育てられるよう、妊婦に対する健診や保健指導をはじめ、母子の健康保持・増進、疾病の予防や早期発見に向けた体制の充実を図ります。また、子どもの発達段階に応じた食育や、思春期保健対策等の施策・事業を展開し、心とからだの両面から、子どもの健康づくりを支えます。

【施策・事業】

- (1) 妊娠・出産の安全性の確保
- (2) 子どもの健やかな成長
- (3) 食育の推進



基本目標3 地域みんなで子育てを見守り、支えあう環境づくり すべての子どもが健やかに成長できる環境づくり

- 核家族化の進展や地域のつながりの希薄化、共働き世帯の増加など、子どもや子育て家庭をとりまく環境が大きく変化する中で、地域社会を構成するさまざまな主体が、子ども・子育て支援に関わることが重要となります。
- 経済的に厳しい状況にある家庭や子どもが、利用できる支援制度を適切に活用できていなかったり、情報が届いていなかったりする状況があります。また、行政だけではなく、さまざまな民間支援団体間での相互理解や情報共有が十分ではないために、課題を抱える家庭や子どもを適切な支援につなげられていない状況があり、既存の支援制度をその対象となる人や支援を必要とする人に確実に届けるための体制づくりを推進します。
- 地域はもとより、企業、学校、行政などの社会全体が、子育て中の保護者の思いを受け止め、寄り添い、支えることができるよう、地域での子育て支援体制の充実を図ります。また、社会的支援の必要性が高い子どもや家庭へのきめ細かな支援、ワーク・ライフ・バランスが実現できる環境づくりに取り組みます。

【施策・事業】

- (1) 地域での子育て支援体制の充実
- (2) 子どもの貧困対策の推進
- (3) ひとり親家庭への支援
- (4) 障害のある子どもを持つ家庭への支援
- (5) 児童虐待防止等に向けた取り組みの推進
- (6) ワーク・ライフ・バランスの推進

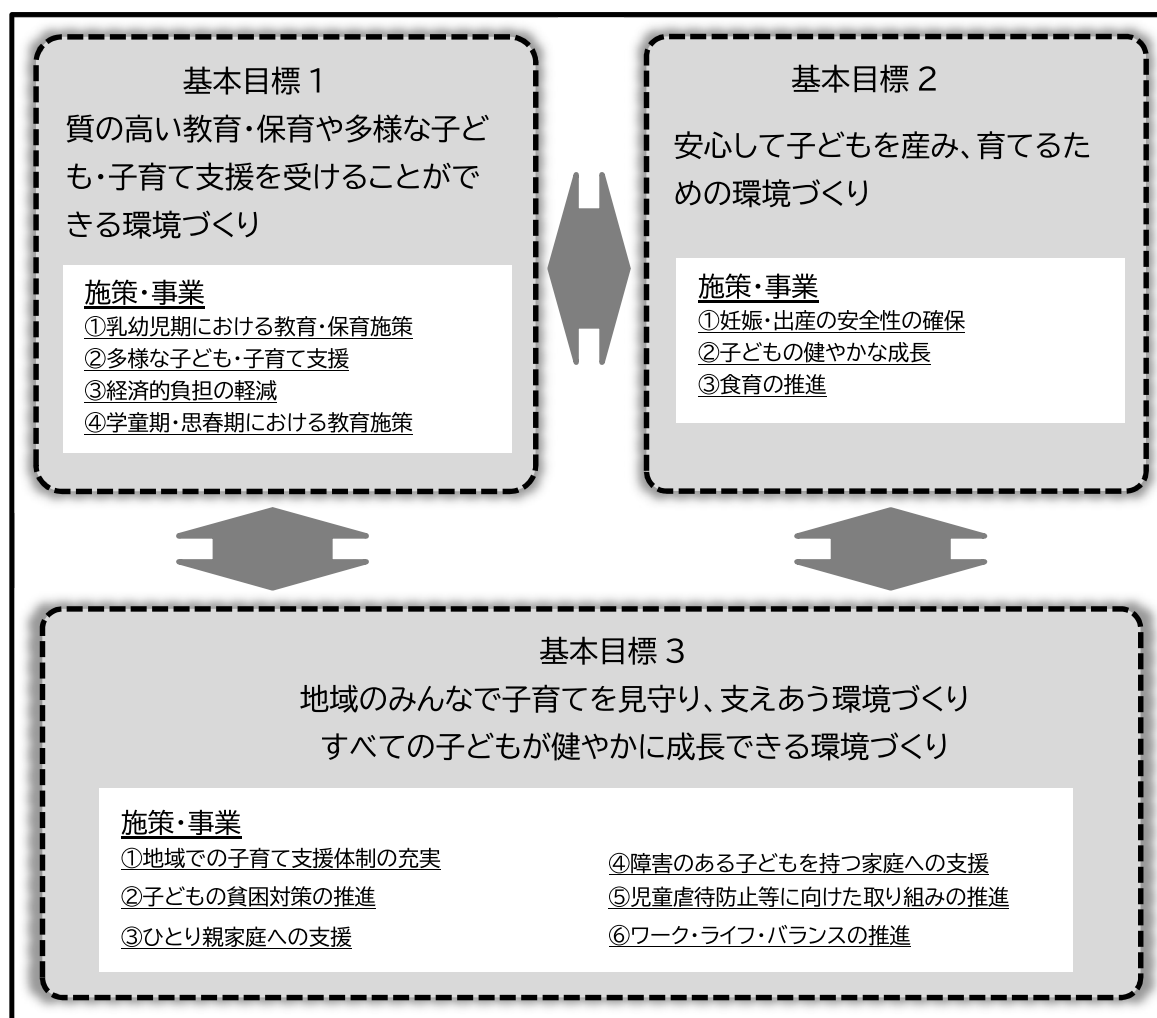
4. 施策体系

基本理念

子育て満開のまち さくらい
～地域全体で咲かせる子どもと親の夢～

《基本的な視点》

- 子どもと子育て当事者の視点に立った支援
- 切れ目のない支援
- 地域社会の協働による支援



第6章 施策の展開

1. 質の高い教育・保育や多様な子ども・子育て支援を受けることができる環境づくり

(1) 乳幼児期における教育・保育施策

施策・事業

事業名	事業内容	担当部署
「市立保育所・幼稚園の再編に向けて 基本計画」の推進	公立の保育所と幼稚園の再編と認定こども園の整備について記載している、「市立保育所・幼稚園の再編に向けて 基本計画」を着実に実行し、桜井市の実情に応じた、持続可能な就学前教育・保育施設を整備していきます。	こども政策課
乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)	全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、就労要件を問わず月一定時間まで時間単位で柔軟に利用できる新たな通園給付を行います。	保育教育課
延長保育事業	保護者の早朝の出勤やフルタイム勤務などによる多様な保育ニーズに応えるために、延長保育を行っています。延長保育を希望する子どもが年々増加しているため、保育士の確保が課題ではありますが、今後も保護者の子育てと仕事の両立を支援します。	保育教育課
病児保育事業	子どもが病気になった際、保護者の仕事の都合など家庭で保育できない場合、一時的に専用施設にてお預かりする事業です。 現在、病児保育は委託施設にて実施しています。	保育教育課
障害児保育事業	障害のある子どもに対し、1人ひとりの子どもの発達過程や障害の状態を把握し、適切な環境の下で子どもの状況に応じた保育を行う事業です。 現在、保育所では障害の程度など必要に応じて加配保育士を配置しており、今後も引き続き対応していきます。	保育教育課
家庭支援推進保育事業	子どもの日常生活における基本的な習慣や態度を養うため保育を行う上で支援を必要とする場合、保育士を加配し入所している子どもに対し、計画的に保育を行うとともに、家庭訪問等を通して家庭に対する支援を行う事業です。	保育教育課
医療的ケア児保育支援事業	保育所等において、看護師等の配置を行うなど、医療的ケア児の受入れを可能とするための体制整備の支援を行います。	保育教育課

※第3期計画新規事業は事業名に網掛けしています。

事業名	事業内容	担当部署
幼稚園教育の充実	幼児期の終わりまでに育てたい姿を明確にししながら幼児期の特性と一人ひとりの発達段階を考慮し、様々な体験を通して、いきいきと活動できる教育計画を立てます。	各市立幼稚園
公立幼稚園の3歳児保育の実施	3歳児保育は保護者からのニーズが高く、4園で実施しています。3歳から5歳まで発達に合わせた教育課程を編成し内容の充実に努めます。	保育教育課
保育士の資質向上	子どもの人権を尊重し、その最善の利益を考慮し、保育をすすめるために、常に保育の自己評価・課題を明確にし、職員間で研鑽を重ね、専門性を生かした保育実践を行っています。また、保育所内外の研修会、幼稚園、小学校との交流等を通じて、必要な知識や技術習得を促進しながら保育士の資質向上に努めています。	各市立保育所
教員の資質の向上	教育研究会や研修会の充実を図るとともに、保育所・小学校との連携促進などを通して、幼稚園の教員の資質向上に努めます。	各市立幼稚園
保育士等の処遇改善事業	民間の保育士等の処遇改善を実施し、保育士等の給与の透明化を図ることにより、保育人材の確保・定着を促進します。	保育教育課

(2) 多様な子ども・子育て支援

施策・事業

事業名	事業内容	担当部署
放課後児童健全育成事業	共働き世帯などの子どもを、放課後、土曜日、夏季・冬季の学業休業日において預かり、子育て家庭への支援と子どもの健全育成を図る事業です。 桜井市内全ての小学校の敷地内に学童保育所を設置することができていますが、今後も子育て家庭のニーズの高まりに応えられるように整備と内容の充実を図っていきます。	保育教育課
地域子育て支援拠点事業 やまぼうし	子育て支援センターやまぼうしにおいて、平日の月～金曜日及び土曜日は月2回開設しており、子育て相談・親子で参加する講座の企画・保育サービスの情報提供・通信の発行・つどいの広場との連携を行っています。 地域との繋がりや保護者間の交流、子育て相談の場などを提供し、子育て家庭の負担を軽減し、安定した子育てを支援します。	こども支援課

事業名	事業内容	担当部署
地域子育て支援拠点事業 つどいの広場 ドレミの広場	常設の親子の遊び場を開設し、利用者支援事業と連携しながら、子育て親子の交流、子育て相談などを実施しています。 つどいの広場は保健福祉センター陽だまり、ドレミの広場はまほろばセンターで、いつでもどちらかが開設されている状況をつくり気軽に利用できる場所として、子どもとの関わり方などを伝えたり、子育ての不安感の軽減につなげています。また民生委員、高校生、利用者支援事業を通じて地域との交流や、年齢別の遊びの日、子育て講座やリフレッシュ講座、発育測定なども実施しています。	こども支援課
ファミリー・サポート・センター事業	子育ての援助を受けたい人（依頼会員）、子育ての援助を行う人（援助会員）による有償の相互援助活動です。依頼会員は満6か月から小学校6年までの子どもを持つ保護者です。また、援助会員は桜井市在住の20歳以上の男女で講座の受講が必要です。 既存の子育ての制度やサービスでは対応できない保育ニーズに応えていく事業として実施しています。	こども支援課
子ども一時預かり事業	保護者の育児負担感の軽減や所用などにより、一時的に子どもを預かり保育する事業です。 桜井市に住所のある満1歳から就学前の子どもを持つ保護者が対象で、つどいの広場とドレミの広場で実施しています。ドレミの広場では市外在住も対象としています。	こども支援課
保育所での子ども一時預かり事業	保護者の育児負担感の軽減や所用などにより、一時的に子どもを預かり保育する事業です。保育所においても保護者の育児負担感の軽減等を目的として実施し、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）と連携を図ります。	保育教育課 保育所
夜間養護事業 （トワイライトステイ事業）	就労などの理由で、平日の夜間または休日に不在になり養育ができなくなった保護者からの登録・利用申請により児童福祉施設において保護する事業です。	こども支援課
短期入所生活支援事業 （ショートステイ事業）	疾病や疲労などの理由で一時的に養育ができなくなった保護者からの登録・利用申請により児童福祉施設で保護する宿泊を伴う事業です。最大7日間利用できます。	こども支援課
母子生活支援施設入所	母子家庭等において、様々な事情から子どもの養育が十分できない場合、母子生活支援施設へ子どもと一緒に入所し、生活の安定を図り自立への支援を行います。	こども支援課
助産施設入所	保健上必要であるにもかかわらず、経済的理由により入院助産を受けることのできない妊産婦を指定助産施設で出産できるようにします。	こども支援課
子育て世帯訪問支援事業	家事、育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的としています。	こども支援課

事業名	事業内容	担当部署
保育所・幼稚園・小学校の連携の充実	保育所・幼稚園・小学校の連携を充実し、一人の子どもを総合的に支援する体制の充実を図っていきます。また、子育てに関する情報の交換の充実により教員の資質向上を図り、教育環境の改善を図ります。	各関係機関 (保育教育課・学校教育課)
つくしんぼ広場事業	保育所や幼稚園に通っていない0歳～就学前の子どもとその保護者を対象に、親子の交流や子育ての相談を行っている事業です。親子での遊びや様々な体験を通じて子どもの生活経験を豊かにすると共に親子のつながりを広げています。また、保護者の育児不安解消や仲間作りの場を提供しています。	各市立保育所
わくわくランド事業	2歳児～3歳児の子どもと保護者が園児や地域の友達と一緒に遊んだり、体験や交流を深めたりしながらたくさんの人と関わる機会や遊び場を提供しています。子どもの生活経験を豊かにするとともに、保護者には交流の場と子育て相談を提供しています。	各市立幼稚園

(3) 経済的負担の軽減

施策・事業

事業名	事業内容	担当部署
子ども医療費の助成	医療証により保険診療にかかる医療費の自己負担分の一部を助成します。	保育教育課
未熟児養育医療費の助成	生まれたときの体重が2,000g以下などのため入院する必要がある未熟児が、養育医療指定医療機関で治療する場合の保険診療にかかる医療費の自己負担分の一部を助成します。(所得により自己負担あり)	保育教育課
保育料の第2子無償化	保育所や幼稚園等に2人以上在所している場合の第2子以降の保育料を無償化します。	保育教育課
多様な集団活動事業の利用支援	幼児一人一人の心身の発育や発達状況に基づいた、適切な幼児教育・保育活動を行う施設等を利用される場合に、利用料の支援を行います。	保育教育課
妊婦のための支援給付交付金	妊娠期から切れ目のない支援を行う観点より、児童福祉法の妊婦等包括相談支援事業等の支援を効果的に組み合わせて、子ども・子育て支援法の妊婦のための支援給付を実施することにより、妊婦等の身体的、精神的ケア及び経済的支援を行います。	こども支援課
不妊治療・不育症治療費助成	不妊治療や不育症治療等を行っている夫婦等に対し費用の一部を助成します。	けんこう増進課
未就学児の国民健康保険税(均等割)の減額	国民健康保険被保険者のうち未就学児の国民健康保険税(均等割額)を減額し、子育て世代の負担軽減及び次世代育成支援を図ります。	保険医療課

事業名	事業内容	担当部署
産前産後期間の国民健康保険税の軽減	出産予定または出産した国民健康保険被保険者の産前産後期間中にかかる保険税（均等割、所得割）を軽減し、子育て世代の負担軽減及び次世代育成支援を行っています。	保険医療課
産前産後期間の国民年金保険料の免除	次世代育成支援の観点から、出産予定または出産した国民年金第1号被保険者の産前産後期間中にかかる国民年金保険料が免除されます。	保険医療課

（４）学童期・思春期における教育施策

施策・事業

事業名	事業内容	担当部署
少人数授業・少人数学級編製の充実	少人数指導及び少人数学級編成などの申請について、毎年県の教育委員会に申請しています。児童生徒数を加味して加配教員が配置されています。今後もきめ細やかな指導のもと、基礎学力の定着と個々の能力を引き出す学習指導を図っていきます。	学校教育課
体験型・問題解決型の学習の充実	体験型・問題解決型の授業など、子どもが自ら課題を発見し、自ら学び考える力とたくましく生き抜く力を培い、学ぶ楽しさを味わえるような授業を充実していきます。	学校教育課
情報教育の充実	総合的な学習の時間などを利用した情報教育の充実を図ります。一人一台端末によりネット上の情報を駆使して自分で問題を解決するなど、生徒が主体的に考え、判断し、表現する力を育て、楽しさや成就感を体得するような学習を充実します。 GIGA スクール構想「第2期」を迎え、情報活用能力が重視され一人一台端末を使用した学習がさらに求められていく中、教員研修を行い教員の資質向上にも努めていきます。	学校教育課
郷土学習の充実	郷土の歴史・文化にふれあう機会を提供し、市民文化の向上や郷土愛の育成を図っています。また、日常生活の中から生まれてきた地域の文化を育成し、各地域に伝わる伝統行事の保全、次代への継承に努めます。豊かな自然・歴史環境などを生かしながら、文化人などの活動の場の提供に努めるなど、子どもが文化を身近に感じられる環境づくりを推進していきます。	学校教育課

事業名	事業内容	担当部署
地域学習の充実	身近な地域の自然や文化を知することは、学習についてのより深い理解が得られ、郷土愛の育成にもつながります。市内の学校では、これまで「総合的な学習の時間」等において、話を聞いたり、名所を調べたり、自由な発想による学習が進められてきました。今後も地域学習を充実させていくとともに、より深く学習できるように、郷土に関する関連資料などを充実していきます。	学校教育課
自然体験学習の充実	各小学校において、校区の川の水質調査を行ったり、桜井市グリーンパークを見学したりすることで、ゴミ問題・環境問題について学習を深めています。今後は「森林環境教育体験学習推進補助事業」を通して、自然体験学習の充実を図っていきます。	学校教育課
人権教育などの充実	今日、人権に対する問題は多様化・複雑化し、これに対応できる資質や能力を身につけた人材の育成が急務となっています。学校においては、生命や人権を大切にし、ともに生きることの素晴らしさを感じることができる子どもの育成、また、部落差別をはじめとするあらゆる差別を許さない資質、能力を身につけた子どもの育成に取り組むことは重要です。桜井市内各学校では、人権教育の推進を学校経営計画の中に位置づけ、全ての教科・領域を通して学習を行っています。	学校教育課
保健学習の充実	市内全中学校2～3年生を対象に、助産師と保健師を講師として「いのちの授業」を実施し、性に関する知識提供だけでなく、いのちの大切さや責任ある行動選択の大切さを伝えています。 また、命の授業と併行し、学校教育での保健学習では、単に知識の伝達に終わらぬよう、健康面や人権など、自分たちの生活に結びつくような指導を心がけるとともに子どもの実態や発達年齢に即した指導を心がけています。 たばこや薬物などについても健康、生活指導の両面から指導を行っています。	学校教育課 けんこう増進課 こども支援課
教科体育の充実	運動やスポーツを通してその楽しさなどを体験することにより、自ら運動に親しむ意欲と、粘り強く取り組む力を育成するために、生徒が興味を持って積極的に取り組める内容の充実を図ります。また、運動を通じて健康の知識や健康的な生活習慣を身に付けられるように内容の充実を図ります。	学校教育課
基礎的な生活習慣の育成	豊かな心を育成するには、まず基本的な生活習慣を身につけることが大切です。基本的な生活習慣や生活態度を確立させるために、生活指導や進路指導などの学校におけるガイダンスの機能を充実させていきます。	学校教育課
規則正しい生活習慣の確立	学童・思春期は乳幼児期に次いで発育の盛んな時期であり、この時期に健康的で規則正しい生活を送ることが子どもの健全な育ちにとって重要なことです。また、挨拶や時間厳守など、基本的な生活態度の確立に向けて、生活指導や家庭への啓発を行っています。	学校教育課

事業名	事業内容	担当部署
スクール・カウンセラーの配置	スクール・カウンセラーは市費で2人を配置し、各中学校に約月1～2回の配置をしています。カウンセリングを必要とする児童生徒が増加傾向であり、相談内容の多様化や複数回にわたる相談も増えてきています。内容・運用の面での充実を図っていきます。	学校教育課
生活指導などの充実	たばこや薬物などの指導については、健康教育と併せて指導を充実させていきます。いじめや校内暴力などの問題に対しては、まずは担任が個別に対応し、保護者とも連携を取りながら解決の道を探っていますが、それでも対応できない場合や、不登校児童などに対しては、地域や関係機関と連携を取りながら解決の道を探していきます。	学校教育課
適応指導教室	不登校児童生徒の対応のための適応指導教室「さくらの広場」は、週3回実施しています。この教室に通う中、徐々に学校に復帰できるよう取り組むために、カウンセリングを実施したり、教科学習を実施したりするなど、子どもの様子を見ながら学校復帰に向けてよりよい指導について検討しています。	学校教育課
外部人材の登用	令和6年度より、市内全ての小中学校に「学校運営協議会（コミュニティースクール制度）」を導入しました。これを活用し、学校教育においてより地域社会と協働し、魅力的な教育を推進するために、様々な教育活動において外部人材の登用を推進していきます。 また、小中学校にALTを派遣し、ネイティブな英語に触れる機会や、国際理解教育として、他の国の人から話を聞く機会を設けています。今後も子どものニーズに合った多様な分野の人材を検討し、子どもが夢を描けるような教育を目指します。	学校教育課
教員研修の充実	学校教育における今日的な課題に対する教職員の理解を深め、各校園で課題の解決を目指した取組を進めるとともに、教職員の資質の向上に努めます。	学校教育課
学校施設・設備の充実	学校内における段差の解消や、防犯・防災対策の強化など、子どもが安全な学校生活が過ごせるよう、施設・設備の整備を推進していきます。	教育総務課

2. 安心して子どもを産み、育てるための環境づくり

(1) 妊娠・出産の安全性の確保

施策・事業

事業名	事業内容	担当部署
母子健康手帳の交付	妊娠届出により、母子健康手帳と妊婦健康診査補助券を交付します。安心して赤ちゃんを迎えるための準備として、保健師等が妊娠・出産に関する不安や悩みの相談に応じたり、子育て支援に関する情報やサービスについて案内しています。	こども支援課
妊婦・赤ちゃん訪問	妊娠中の人及び生まれたばかりの赤ちゃんがいる人の不安解消のために、保健師・助産師が家を訪ねる妊婦・赤ちゃん訪問を実施しています。	こども支援課
産後ケア事業	安心・安全な子育て環境を整えるため、母子に対して、心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行います。	こども支援課
妊娠・出産・子育てに関する電話相談	妊娠中の心配ごと、子どもの健康・発達・育児・栄養や予防接種のことなどについて保健師、看護師、栄養士などが相談にのっています。今後も子育てガイドブックなどを通して相談窓口の周知に努め、気軽に相談できるように支援します。	こども支援課
職場における女性の健康管理の推進	事業所などに対して、妊娠・出産などの母性保護規定の周知や、働く妊産婦の健康への配慮についての啓発を進め、健康管理などの周知を図ります。	商工振興課

(2) 子どもの健やかな成長

施策・事業

事業名	事業内容	担当部署
子育てに関する相談窓口の設置	令和6年4月1日より、桜井市こども家庭センターを設置し、保健師、社会福祉士等の専門職を配置し、母子保健機能及び児童福祉機能の一体的な運営を通じて、妊産婦及び乳幼児の健康の保持・増進に関する支援を行うとともに、子どもと子育て家庭（妊産婦を含む）の福祉に関する包括的な支援を、切れ目なく提供することを目的としています。	こども支援課

事業名	事業内容	担当部署
利用者支援事業	妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を行います。子育ての相談、情報提供、地域支援を主な活動とし、保護者の選択のもとに適切なサービスや関係機関とつなぎます。保健福祉センター陽だまり内に基本型・こども家庭センター型、まほろばセンター内ドレミの広場に基本型を開設しています。	こども支援課
陽だまり育児・発達相談	臨床心理士を配置し、乳幼児から小学6年までの子どもをもつ保護者が子育てや子どもの発達において心配なこと・不安なことを相談できる環境を整えています。	こども支援課
すこやか相談	乳幼児健診や親子ふれあい教室等を通じて発達の気付きのある児を対象に臨床心理士による心理相談を実施しています。	こども支援課
発達支援教室	就園している4、5歳児で集団生活における心身の発達について気付きをもつ子どもを対象に、遊びを通して日常生活における基本的な動作の指導や助言を実施しています。	こども支援課
乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境の把握を行うことにより、乳児家庭の孤立を防ぎ、その家庭の様子により適正なサービスを行う事業です。	こども支援課
BP プログラム事業	生後5か月までの第1子の乳児を持つ母親を対象に、子育てに関する知識の習得と仲間づくりを目的とした、参加者中心型プログラムを行います。	こども支援課
なかよくらぶ プレびよ教室	生後1歳6か月以降、言葉の発達や子育てのことで心配のある保護者を対象に、親子の関わり方を学ぶ親子ふれあい教室を実施しています。今後も保護者の子育てによる不安感を軽減するために内容を充実していきます。	こども支援課
びよびよ教室	満2歳6か月以降、言葉の発達や行動面、偏り等で心配のある子どもを持つ保護者を対象に親子の関わり方を学ぶ年齢別の遊びを中心とした親子ふれあい教室です。子どもの発達段階に沿った関わりを一緒に考え、保護者が楽しみながら子育てできるように支援します。	こども支援課
子育て支援情報提供 LINE 「つなが〜る」	子育ての不安感・負担感の軽減につながるよう子育て支援情報の配信を行います。	こども支援課
乳幼児健康診査	4か月児健診、10か月児健診、1歳6か月児健診、2歳6か月児歯科健診、3歳6か月児健診を継続して行います。引き続き、母子の健康確保のために、健診の周知徹底や未受診児に対する働きかけの充実に努めます。	けんこう増進課
予防接種事業	定期予防接種を委託医療機関において実施します。予防接種はそれぞれ適した年齢があるため、広報「わかざくら」や健康カレンダーなどにより、予防接種の実施時期と接種の意義についての情報提供及び啓発に努めます。	けんこう増進課
母体の健康や育児に関する 情報提供や啓発	妊婦や子どもの健康確保に向けて、健康教育や健診等あらゆる機会を通じて母体の健康や育児に関する情報提供や啓発等を進めていきます。	けんこう増進課 こども支援課

事業名	事業内容	担当部署
事故予防対策の推進	施設内外の安全点検を行うとともに応急手当などについての手引き等を手元に置き、年齢・発達に応じた、事故予防・適切な初期対応の遂行をすすめています。又、感染症の拡大予防については、情報を収集し、保護者への啓発や情報提供を行っています。	各担当課 (保育教育課・学校教育課)
かかりつけ医の推進	かかりつけ医をもつことを推進するために、医師会とともに保護者への啓発や身近な医療機関などの情報提供を充実させていきます。	けんこう増進課
休日・夜間の診療相談窓口や専門機関についての情報提供	休日・夜間の相談窓口や事故に関する専門機関についての情報提供を充実し、子どもの安全を確保するための地域の体制づくりに向けた意識啓発を推進していきます。	けんこう増進課
学童期・思春期の子どもの悩み相談の充実	学童期・思春期の子どもの悩み相談の場として、青少年センターを設置し、どんなことでも気軽に相談できるように、窓口機能の強化と相談員の資質向上に取り組むと共に、関係諸機関と連携して相談活動の充実に努めています。	社会教育課
施設の安全対策の充実	子どもが園内において事故に遭わないように、園内における段差の解消やドアの挟まれ対策、切り傷や刺し傷対策、固定遊具の点検、転倒・落下防止対策など、施設の安全対策の充実を図ります。	各市立幼稚園 各市立保育所
歩道のバリアフリー化の推進	子ども達が安心して外出できる環境の整備に向けて、「桜井市バリアフリー基本構想」に基づいて、整備目標時期を目途に整備を進めていきます。	土木課
防護柵の設置	歩行者や車の交通安全上、危険な箇所にガードレールや転落・横断防止柵などの設置及び更新を進めていきます。	土木課
広報車による広報の実施	子どもの通学時間帯、交通事故の発生及び交通量の多い箇所について、重点的に広報活動を行い、交通事故の未然防止に取り組んでいきます。	危機管理課
自転車乗車用ヘルメット着用の推進	自転車乗車用ヘルメット着用を推進するため、新品の自転車乗車用ヘルメットを購入された方に対して、購入費用の2分の1、(上限2,000円)を補助します。	危機管理課
交通安全教室の実施	警察、桜井交通安全母の会などと連携して、各学校、幼稚園などにおいて参加体験型の交通安全教室を実施しています。	危機管理課
チャイルドシート及び全席シートベルト着用の啓発	市の広報紙や街頭啓発などによりチャイルドシートの正しい着用、全席シートベルトの着用について呼びかけます。	危機管理課
防犯灯の設置	防犯灯は、各区の区長からの新設要望に応じて設置しています。	危機管理課
防犯意識の向上	防犯や交通などの各種安全教室、各会議及び市の広報紙や街頭啓発などあらゆる機会を通じて、犯罪の発生状況などに応じた防犯情報の提供を行うことで、市民の自主防犯意識の向上に努めます。	危機管理課

事業名	事業内容	担当部署
防犯カメラの設置促進	防犯カメラは、地域の自主防犯活動を補完するものであり、犯罪抑止などにも効果があることから、防犯カメラ設置補助事業に関する広報を行って、防犯カメラの設置を促していきます。	危機管理課
「ナポ君の家」の設置	子どもの安全を地域全体で見守っていくために、「子ども 110 番の家」の桜井市独自の名称である「ナポ君の家」の設置を推進し、子どもの安全確保と住民の防犯意識の啓発に努めます。	学校教育課
ひみっこぱーく運営	0 歳から小学生の子どもとその保護者が対象の天候に左右されない屋内遊び場で、今後も広く周知し、遊具の入れ替えなど適切な維持管理を行います。	商工振興課
都市公園のバリアフリー化の推進	市内に 31 箇所ある都市公園については、バリアフリー化未整備の公園が多いため、今後は使用頻度の高い順に、ベビーカーを使用している人、車椅子を使用している人、高齢者など、誰もが利用しやすい公園へと改修していきます。	都市計画課
公園遊具の改良の推進	都市公園において、子どもがより安全で親しみやすい遊具への改良を進めるとともに、遊具の定期的な安全点検を実施します。また、夜間における子どもなどの溜まり場になることを防ぐための施策を推進していきます。	都市計画課
鳥見山緑地公園整備事業	市民の憩いの場、環境学習の場として活用するとともに、既存施設・歴史的文化資源との連携を図る空間整備を目指します。	都市計画課
社会体育施設整備事業	スポーツ環境の整備・充実を図るため、安全で安心して施設を利用できるよう、施設の現状や課題などを的確に把握し、ニーズに対応した施設整備を計画的に進めます。	社会教育課
公共施設のバリアフリー化の推進	小さな子どもを連れた保護者や子ども連れの家族が安心して外出できるように、今後所管する課ごとに公共施設のトイレのバリアフリー化ならびに施設や周辺における段差の解消を図っていきます。	各関係課（管財契約課・都市計画課）

（３）食育の推進

施策・事業

事業名	事業内容	担当部署
食事に関する正しい知識の普及	関係機関と連携のうえ、規則正しい生活リズムを確立し、家族全員が毎食バランスよく食べる、欠食しない、間食を控えるなどの正しい食生活を推進していきます。また、食事に関する体験を増やし、家族が話し合いながら、心ふれあう楽しい食生活を推進していきます。	けんこう増進課 保育教育課 学校教育課

事業名	事業内容	担当部署
食育の推進(小・中学校)	学童・思春期は、乳幼児期に次いで発育の盛んな時期であり、この時期の食生活は心や体の発育に大きな影響を与えるだけでなく、生涯を通じての健康づくりの基礎となります。そのため、この時期において正しい食生活を確立することが重要です。家庭科の時間や学校給食の充実を図り、栄養バランスや朝食の欠食、間食などについての啓発及び情報提供を図っていきます。	学校教育課
食育の推進(保育所)	「食べる力」を育てる乳幼児期の「食育」の目標は、「楽しく食べる子ども」です。保育所では、幅広い年齢の子どもたちそれぞれの様子を見ながら、食育を行うことが必要になるため、各年齢別の食育計画を作成し、毎日の食事（給食やおやつ）の提供を中心に、栽培・収穫・調理などを通じた食への興味・関心を高める多様な取り組みを全職員の共通理解を図りながら推進していきます。	保育教育課

3. 地域 みんなで子育てを見守り、支えあう環境づくり

すべての子どもが健やかに成長できる環境づくり

(1) 地域での子育て支援体制の充実

施策・事業

事業名	事業内容	担当部署
ヤングケアラー支援	ヤングケアラーに対する認知度向上と理解の促進を図ります。また、相談機関等との連携の強化を行い、優先的に支援を行う必要性の高いケースを把握するようにします。	こども支援課 高齢福祉課 社会福祉課 学校教育課
主任児童委員・児童委員の活動の充実	各地区に主任児童委員2名をおき、地域の児童に関する相談などに対応できる体制になっています。今後はさらに主任児童委員が地域に身近な存在となるように各機関のネットワーク化を推進し、情報の伝達をスムーズにし、主任児童委員の認知度の向上を図ります。	社会福祉課
多様な交流事業の推進	「総合的な学習の時間」などにおいて、高齢者としめ縄づくりをしたり、障害のある人や外国の人をゲストに招いてお話を聞いたりするなどの交流を図っています。また、友好都市である三重県熊野市と絵画を通じた交流をしています。今後これらの交流を深め、さらに充実させていきます。	学校教育課

事業名	事業内容	担当部署
学校運営協議会（コミュニティースクール制度）の充実	地域に開かれた学校づくりを一層推進し、地域住民の意向を把握・反映し、その協力を得るとともに、学校運営に対して地域と協働することの目指し、各小中学校「学校運営協議会（コミュニティースクール制度）」が導入されました。児童生徒の見守り活動の他、学習や運動、美化ボランティアの活動が進められています。今後も学校の安心・安全のために連携してこの取り組みを進めます。	学校教育課
交流活動の充実	桜井宇陀ふるさと市町村圏や近隣市町村など、国内・地域間における市民を中心とした文化・スポーツ交流活動などを促進し、子どもの豊かで健やかな心の育成に取り組んでいきます。 また、多様な文化や価値観を理解し、互いに認め合える国際性豊かな子どもの育成に向けて、友好都市シャトル市と文化的交流も進めていきます。市民が外国人との交流を進める時は、市は、人や団体をコーディネートするとともに、活動に必要なノウハウや情報を提供し、地域のリーダーの育成に努めます。さらに、市民活動を多面的に支援し、市民のボランティア活動を通じて、在住外国人が暮らしやすいまちづくりを推進していきます。	社会教育課 行政経営課
地域活動指導者の育成	スポーツ活動などの地域活動において、活動を指導するリーダーの養成に向けた多様な学習機会の提供や講座の設置を充実していきます。	社会教育課
学校施設（体育施設）の開放事業	一定の利用基準に基づき、小・中学校の体育館とグラウンドの学校開放を行っており、地域団体の活動促進とスポーツを通じた児童の健全育成を図るために引き続き学校施設の開放を行っていきます。	社会教育課
子育て・家庭教育に関する情報提供の充実	子どもの健全育成や家庭の教育力の充実に支援するため、家庭教育に関する体験講座を開催します。また、県立教育研究所の家庭教育月間目標の周知に努めます。	社会教育課
地域における青少年の健全育成に対する事業	青少年の健全育成支援の一環として、青少年センターは市内巡視や広報・啓発活動のほか、市内の大きな催事の際には、中学校区の青少年指導員を中心に地域で巡視活動を行うとともに、学校・警察・地域等と連携し、青少年の健全育成を地域の問題として取り組んでいきます。	社会教育課
社会スポーツの充実	地域においてスポーツをする機会を提供、支援し、子どもの健全育成及び親の健康確保・増進を促進していきます。	社会教育課
子ども・若者チャレンジ活動事業	市内在住者又は市内の学校に在籍する者を対象に、将来を担う子ども・若者が夢と希望を持ってチャレンジする活動を支援します。	社会教育課

(2) 子どもの貧困対策の推進

施策・事業

事業名	事業内容	担当部署
子どもの貧困ネットワーク会議	子どもの貧困問題、子育て支援、学習支援、保護者の就労支援等に取り組む民間支援団体が参加する「（仮称）桜井市子どもの貧困対策ネットワーク会議」を行い、活動内容、不足している支援の改善や課題等について相互理解や情報共有を図り、一層効果的な支援につなげる体制を目指します。	こども支援課 こども政策課
子どもの貧困支援マップの作製	子どもの貧困対策にかかわる民間団体の事業や活動を実施しているか、また、どのような支援が可能かについての情報を集約した「（仮称）桜井市子ども貧困対策支援マップ」を作成し、情報発信を行います。	こども支援課 こども政策課
子どもの貧困対策に関する研修の実施	教育・保育関係者、民生児童委員、市職員等を対象として、子どもの貧困対策に関する研修を実施し、課題の認識や適切な支援に関する知識・技術の向上を図ります。民間支援団体の職員等にも参加を求め、官民連携で子どもの貧困対策に取り組む体制づくりを推進します。また、それぞれの地域・校区で子どもを支える居場所づくり等の取り組みが実施されるよう、民間支援団体等を対象とした研修等を実施します。	こども支援課
子ども食堂運営支援	市内において、子どもの居場所づくり及び子どもに無料又は低額の料金による食事の提供（当該実施場所において学習支援及び相談に関する事業を含む）等の支援継続を図るため、子ども食堂事業を運営する団体（NPO 法人等）に対して、支援を行います。	こども支援課
ハローワーク、学校などとの連携促進	就職難などによるフリーターの増加に対応して、ハローワークや学校などとの連携を促進し、個性にあった職探しの支援の充実を図っていきます。	学校教育課 商工振興課

(3) ひとり親家庭への支援

施策・事業

事業名	事業内容	担当部署
ひとり親家庭等医療費の助成	医療証により保険診療にかかる医療費の自己負担分の一部を助成します。	保育教育課

事業名	事業内容	担当部署
母子家庭などの生活支援の充実	母子家庭などの生活支援として子育て短期支援事業、保育所・学童保育所の入所に関しての配慮を今後も継続して実施するとともに、児童扶養手当、母子家庭自立支援給付金事業としての高等職業訓練促進給付金事業、自立支援教育訓練給付金事業などの制度の周知に努めていきます。また、母子自立支援員の配置を検討します。	保育教育課 こども支援課

(4) 障害のある子どもを持つ家庭への支援

施策・事業

事業名	事業内容	担当部署
(再掲)障害児保育事業	障害のある子どもに対し、1人ひとりの子どもの発達過程や障害の状態を把握し、適切な環境の下で子どもの状況に応じた保育を行う事業です。 現在、保育所では障害の程度など必要に応じて加配保育士を配置しており、今後も引き続き対応していきます。	保育教育課
育成医療（自立支援医療）	肢体不自由・視覚障害・聴覚平衡障害・音声言語障害・内臓障害などの身体に障害のある児童が、育成医療指定医療機関で治療する場合に医療費の給付を行います。 (所得により自己負担あり)	社会福祉課
重度心身障害者（児）医療費の助成	医療証により保険診療にかかる医療費の自己負担分の一部を助成します。	保険医療課
特別支援教育の充実	教科等研究会や各学校の組織に特別支援教育部会を設け、医療機関や有識者との連携を深めています。また、学習障害や発達障害などに関する研修会の実施により、発達障害の子どもへの理解を深め、個々のニーズにあった支援の確立に向けて努めていきます。	学校教育課
障害児福祉手当	20歳未満の在宅の重度障害者で、常時介護を必要とする人に障害児福祉手当を支給します。（障害程度の認定及び所得制限あり）	社会福祉課
特別児童扶養手当	身体や精神に障害のある児童を家庭で養育している保護者に、児童の福祉の増進を図るため一定額を支給します。（受給資格条件あり）	保育教育課
障害者の雇用の促進	障害者の就業機会の拡大に向けて、事業所に対する雇用促進の啓発や関連機関との連携の強化を図ります。	各関係機関 (社会福祉課)

（５）児童虐待防止等に向けた取り組みの推進

施策・事業

事業名	事業内容	担当部署
養育支援訪問事業	養育が特に必要とされた家庭を訪問して、指導や助言を行い、家庭での養育を支援する事業です。	こども支援課
要保護児童対策地域協議会	児童虐待の防止・早期発見・早期対応・支援活動など総合的な取り組みを推進するための、保健・医療・福祉・教育・警察等で組織するネットワーク組織です。 今後も要保護児童対策地域協議会の取り組みを継続し、児童虐待防止に対する市民の意識向上のための啓発や関係機関の連携による支援の強化を行います。	こども支援課
児童虐待相談	児童虐待の通告や相談の受理と相談対応を行います。 要保護児童及び要支援児童、特定妊婦の支援において、子どもの安全を第１に考え、関係機関と連携を図り子どもと家庭の支援を行っていきます。	こども支援課

（６）ワーク・ライフ・バランスの推進

施策・事業

事業名	事業内容	担当部署
男女がともに参画できる社会の実現に向けた啓発活動の推進と学習機会の充実	家事・育児は女性の役割とする意識はまだあり、あらゆる世代の人が、男性も家事・育児に、女性が働くことに、理解・協力を得られるよう啓発活動を推進するとともに、子育て期の女性や男性に対しての情報提供や講座を開催します。	各担当課 (人権施策課)
事業所などに対する育児・介護休業法の周知	職業生活と家庭生活の両立のために、関係機関との連携を強化し、事業所などに対し育児・介護休業法の周知を図り、取得に向けた啓発を進めます。	商工振興課
育児・介護休暇制度の周知と取得促進	仕事と育児・介護の両立を可能にするため、育児・介護休業法の周知と取得の促進を図ります。	人事課

第7章 量の見込みと確保方策

●量の見込みと確保方策を設定する趣旨

子ども・子育て支援法において、各年度における教育・保育の量の見込みと地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、実施しようとする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保内容について、計画に記載する必要があると定められています。

量の見込みについては、ニーズ調査で得られた各種データを利用し、国が示す「量の見込みの算出用のための手引き」に沿って算出しましたが、一部、これまでの実績や今後の人口推計を勘案して見込みの調整を行いました。その算出結果をもとに確保方策を検討して、各事業の量の見込みと確保方策を設定しました。

1. 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法に基づく国の基本指針では、市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下、「教育・保育提供区域」と言う。）を定める必要があるとしています。

本市では、認定区分ごとの教育・保育提供区域と、地域子ども・子育て支援事業（国が定める19事業のうち区域設定の必要な17事業）の提供区域について、第2期計画と同様に、市全域を教育・保育提供区域（1区域）と設定します。

2. 就学前児童への教育・保育事業の量の見込みと確保方策

就学前児童への教育・保育事業については、子どもの年齢や保育の必要性の状況に応じて、以下の3区分に認定してサービスを提供します。

認定区分	年齢	保育の必要性	提供施設（確保方策）
1号	3～5歳	保育の必要性に該当しない	幼稚園・認定こども園
2号	3～5歳	保育の必要性に該当	保育所・認定こども園
3号	0～2歳		保育所・認定こども園・地域型保育事業

(ア) 1号認定（3～5歳／幼稚園・認定こども園を利用）

現在、市内には幼稚園が7か所（公立5、私立2）、認定こども園は2か所（私立2）あります。引き続き、1号認定の子どものための施設の確保と教育内容の充実に取り組みます。

◆確保方策については、次に示す（イ）2号認定（3～5歳／幼稚園を利用）と合わせた数値を記載しています。

（単位：人）

1号認定（3～5歳）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要利用定員総数 （推計値）	312	312	311	309	296
確保方策	773	773	773	773	773

(イ) 2号認定（3～5歳／幼稚園を利用）

2号認定における幼稚園の利用希望は、実際は1号認定の扱いとなりますが、教育ニーズのある家庭としてとらえられます。その定員は定めていないため、(ア)1号認定の確保方策で満たすものとして計上しています。

（単位：人）

2号認定（3～5歳）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要利用定員総数 （推計値）	28	28	28	28	27
確保方策	1号認定で確保				

(ウ) 2号認定（3～5歳／保育所・認定こども園を利用）

現在、市内には保育所は9か所（公立4、私立2、地域型保育3）、認定こども園は2か所（私立2）あります。本市の子ども人口は減少傾向にあるため、今後の見込みも減少が予想されていますが、共働き世帯の増加や教育・保育の無償化による保育ニーズの高まりを受け止めるため、今後も適切なサービスの提供に努めます。

（単位：人）

2号認定（3～5歳）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要利用定員総数 （推計値）	706	706	704	699	670
確保方策	919	919	919	919	919

(エ) 3号認定（0～2歳／保育所・認定こども園・地域型保育事業を利用）

国の定めにより、0歳と1～2歳の区分で量の見込みと確保方策を検討しています。2号認定同様、保育ニーズの高まりを受け止めるため、今後も適切なサービスの提供に努めます。

（単位：人）

3号認定（0歳）		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要利用定員総数 （推計値）		33	33	33	33	33
確保方策	保育所 認定子ども園	143	143	143	143	143
	地域型保育事業	9	9	9	9	9

（単位：人）

3号認定（1～2歳）		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要利用定員総数 （推計値）		363	353	354	358	363
確保方策	保育所 認定子ども園	438	438	438	438	438
	地域型保育事業	19	19	19	19	19

3号認定の表（0歳、1～2歳とも）の確保方策の欄には、施設に設定された定員数を計上していますが、近年は保育士不足により、この数値とおりの児童を受け入れることができない状況が続いています。引き続き保育士の確保に努め、待機児童の減少を目指します。

3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

地域子ども・子育て支援事業とは、市町村が地域の実情に応じて計画に記載し実施する事業であり、次の19事業が定められています。

	対象事業
地域子ども・子育て支援事業	(1) 利用者支援事業
	(2) 地域子育て支援拠点事業
	(3) 妊婦健康診査
	(4) 乳児家庭全戸訪問事業
	(5) 養育支援訪問事業
	(6) 子育て短期支援事業
	(7) ファミリー・サポート・センター事業
	(8) 一時預かり事業
	(9) 延長保育事業
	(10) 病児・病後児保育事業
	(11) 放課後児童健全育成事業（学童保育所）
	(12) 子育て世帯訪問支援事業
	(13) 児童育成支援拠点事業
	(14) 親子関係形成支援事業
	(15) 妊婦等包括相談支援事業
	(16) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）
	(17) 産後ケア事業
	(18) 実費徴収に係る補足給付を行う事業
	(19) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

（１）利用者支援事業

子どもやその保護者、または妊娠している方が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業などを円滑に利用できるよう相談に応じ、情報提供や助言、関係機関との連絡調整などを行う事業です。引き続き、当該事業の適切な運営に努めます。

(単位：か所)

基本型	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
確保方策	2	2	2	2	2

(単位：か所)

こども家庭センター型	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
確保方策	1	1	1	1	1

（２）地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言その他の援助を行う事業です。国が定める開設日数などの実施形態を満たす必要があります。今後も当該事業の適切な運営に努めます。

(単位：人回)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	14,344	14,106	14,214	14,399	14,601
確保方策	14,344	14,106	14,214	14,399	14,601

（３）妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

今後も母子健康手帳の交付時に受診券（１４回分）を配布して助成を継続し、健康診査の受診を啓発・推奨していきます。

		令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
量の見込み	対象人数（人）	447	443	438	432	428
	健診回数（回）	3,444	3,407	3,370	3,321	3,297

（４）乳児家庭全戸訪問事業

生後４か月までの乳児のいる世帯すべての家庭を訪問し、子育てに関する情報提供や養育環境の把握、相談・助言などの援助を行う事業です。すべての家庭を訪問することを目標として、事業を継続していきます。

（単位：人）

		令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
量の見込み		287	281	278	275	271

（５）養育支援訪問事業

育児不安を抱えているなど、養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言などを行うことにより、家庭での適切な養育を確保する事業です。

すべての子どもの健やかな育ちが約束されるよう、今後も当該事業の適切な運営に努めます。

（単位：人）

		令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
量の見込み		6	6	6	6	6
確保方策		6	6	6	6	6

（６）子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

ショートステイとは、病気や看護、冠婚葬祭、育児疲れなどで一時的に子どもの養育が困難となった場合、児童福祉施設（乳児院等）で子どもを預かる事業です。

また、トワイライトステイとは、保護者が仕事などにより平日の夜間又は休日に不在となることで家庭において子どもを養育することが困難となった場合、その児童を児童養護施設などにおいて保護し、生活指導、夕食、入浴の世話などを行う事業です。

（単位：人日）

ショートステイ	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
量の見込み	370	370	370	370	370
確保方策	400	400	400	400	400

（単位：人日）

トワイライトステイ	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
量の見込み	120	120	120	120	120
確保方策	150	150	150	150	150

（７）ファミリー・サポート・センター事業（就学児対象）

ファミリー・サポート・センターは、子育ての援助を受けたい人と子育ての援助を行いたい人からなる地域での子育てを相互援助する会員組織です。

ここでは国の定めにより、就学児を対象とした量の見込みと確保方策を検討しています。引き続き、当該事業の趣旨と目的が周知され、事業の利用が拡大するように取り組んでいきます。

（単位：人日）

低学年	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
量の見込み	300	300	300	300	300
確保方策	350	350	350	350	350

（単位：人日）

高学年	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
量の見込み	90	91	86	82	77
確保方策	100	100	100	100	100

（８）一時預かり事業

国の定めにより、①幼稚園における在園児を対象とした預かり保育と、②幼稚園における預かり保育以外の一時預かりの区分で、量の見込みと確保方策を検討しています。

いずれの事業も今後しばらくは需要の高まりが予想されているため、子育て家庭の一時預かりのニーズに応えられるよう、引き続き、当該事業の適切な運営に努めます。

①幼稚園における在園児を対象とした預かり保育

幼稚園において通常の就園時間を延長して預かる事業のうち、不定期に利用する場合の事業です。

(単位：人日)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	13,623	13,491	13,640	13,789	13,940
確保方策	57,500	57,500	57,500	57,500	57,500

②幼稚園における預かり保育以外の一時預かり

家庭で保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、つどいの広場、ドレミの広場、認定こども園などにおいて、一時的な預かりを行う事業です。

(単位：人日)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	742	750	766	783	785
確保方策	1,920	1,920	1,920	1,920	1,920

(9) 延長保育事業

保育の必要性の認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所・認定こども園などで保育を実施する事業です。

共働き家庭・ひとり親家庭などの保育ニーズに応えられるよう、引き続き、当該事業の適切な運営に努めます。

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	445	456	473	490	499
確保方策	1,422	1,422	1,422	1,422	1,422

(10) 病児・病後児保育事業

子どもが発熱等の急な病気になったときや、その回復期において、保護者の都合などで家庭での保育ができない場合に、専用施設において一時的に保育を行う事業です。

桜井市では、済生会中和病院において実施しています。実績値は増加傾向にありますが、引き続き、当該事業のニーズに応えられるよう適切な運営に努めます。

(単位：人日)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	253	260	270	281	286
確保方策	780	780	780	780	780

(11) 放課後児童健全育成事業（学童保育所）

保護者が仕事で昼間に自宅にいないなど、放課後に子どもだけで過ごす状況にある小学生を預かり、生活の場や適切な遊びの場を提供し、健全育成を図る事業です。

共働き世帯やひとり親家庭のいわゆる「小1の壁」の打破を含む保育の充実と、子どもが放課後を安心・安全に過ごし多様な体験や活動ができるよう、学童保育所の確保及び内容の拡充に努めていきます。

（単位：人）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	666	649	628	614	624
低学年	546	522	507	483	492
高学年	120	127	121	131	132
確保方策（全学年）	680	680	680	680	680

(12) 子育て世帯訪問支援事業

家事・育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とします。

（単位：人）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	29	28	27	27	26

(13) 児童育成支援拠点事業

養育環境に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行う事業です。今後、サービス提供を含めた事業内容を検討していきます。

(14) 親子関係形成支援事業

子どもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ります。今後、サービス提供を含めた事業内容を検討していきます。

(15) 妊婦等包括相談支援事業

妊娠期の負担の軽減のため、妊婦のための支援給付とともに本事業とを効果的に組み合わせることとで総合的な支援を行います。本事業は、伴走型相談支援として、主に妊婦・その配偶者等に対して面談等により情報提供や相談等を行う事業です。アンケート調査により、利用が想定される件数を見込んでいます。関連機関との連携ができる相談体制を構築し、早期解決に向けた体制の確保に努めます。

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	58	58	58	58	58

(16) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

令和8年度からの新規事業になります。月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付で、0～3歳未満の児童を対象としています。アンケート調査により、利用が想定される件数を見込んでいます。対象施設の確保を含めサービス提供体制の確保に努めます。

(単位：人日)

	令和7年度 (試行段階)	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	11	10	11	9	9

(17) 産後ケア事業

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援を行います。実施方法は、宿泊により休養の機会を提供する「宿泊型」、施設において日中、来所した利用者を実施する「デイサービス型」、担当者が利用者の自宅に赴く「アウトリーチ型」があります。

アンケート調査により、利用が想定される件数を見込んでいます。対象施設の確保を含めサービス提供体制の確保に努めます。

(単位：人)

宿泊型	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	56	56	56	56	56

(単位：人)

デイサービス型	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	90	90	90	90	90

(単位：人)

アウトリーチ型	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	10	10	10	10	10

(18) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

低所得で生計が困難な家庭の子どもや多子家庭に対し、幼稚園や保育所、認定こども園などにおいて保護者が実費で支払う日用品や文房具、副食材料費などの費用の一部を補助する事業です。

桜井市では、低所得者に対する新制度幼稚園、保育所、認定こども園の副食費免除の制度に準じ、新制度未移行幼稚園を利用する施設等利用給付認定保護者に対しても、副食費免除を実施しています。

(19) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業の量を拡大するため、多様な事業者の新規参入を支援するほか、私立認定こども園において特別な支援が必要な子どもの受入体制構築の支援、及び小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動を利用する幼児の保護者や教育・保育施設等を利用する一定程度以下の多子世帯の経済的負担軽減を図り、良質かつ適切な教育・保育等の提供体制の確保を行う事業です。

桜井市では、令和7年度から地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援を予定しています。

第8章 計画の推進体制

1. 子ども・子育て会議の開催

子ども・子育て支援に係る全般的な協議及び情報共有と、計画の進捗状況の確認・評価・見直しなどのために、定期的に子ども・子育て会議を開催します。

2. 庁内体制の整備

子育て支援に関わる関係部局が連携・協力できるように、庁内横断的な体制を構築し、様々な子育て支援に積極的に取り組みます。

3. 地域における取組や活動の連携

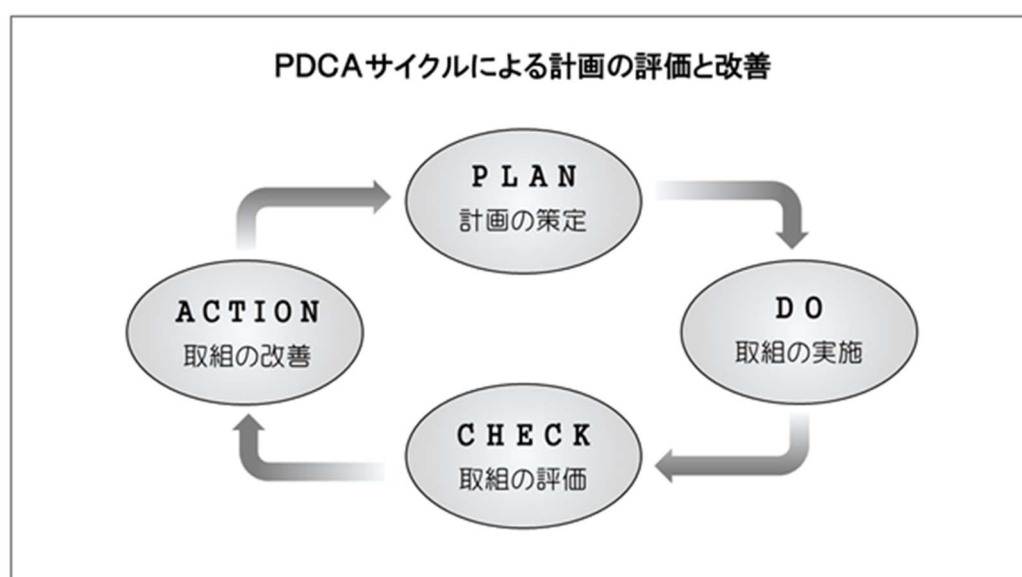
保健・医療・福祉・教育・労働などの関係機関・団体による地域活動を核としつつ、NPOやボランティア団体などの子育て支援団体の育成を図りながら、地域での子育て支援を進めます。

また、地域全体で主体的に子育て支援に取り組むために、市民が子育て支援に関わる共通認識を持てるよう、計画内容の広報・啓発に努めます。

また、社会福祉協議会については、地域の福祉活動の中心となる存在でもあることから、積極的な連携を推進するとともに、地域における子どもの貧困対策に共に取り組む体制づくりについて協議・検討を進めます。

4. PDCAサイクルによる検証

PDCAサイクルにより、数値目標や評価指標を関係各課で定期的に検証します。また、各種事業や施策の進捗状況、事後の達成度・取組状況を評価することで、事業や施策の更なる展開や見直しにつなげるものとします。



1. 桜井市子ども・子育て会議条例

令和5年3月24日

条例第4号改正

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第72条第1項の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、桜井市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を置く。

(組織)

第2条 会議は、委員15名以内で組織する。

2 会議の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 子ども関係団体に属する者
- (3) 教育関係者
- (4) 保育関係者
- (5) 子どもの保護者
- (6) 公募の市民

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 会議に、会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議における議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 会議は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は委員以外の者に対し資料の提出を求めることができる。

(専門委員)

第6条 会議に専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門の事項に関して十分な知識又は経験を有する者のうちから、市長が任命する。

3 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査を終了したときは、解任されるものとする。

(作業部会)

第7条 会議は、専門の事項を研究するため必要があるときは、作業部会を設けることができる。

(その他)

第8条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関して必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(桜井市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 桜井市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年10月桜井市条例第12号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（令和5年3月24日条例第4号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

2. 桜井市子ども・子育て会議 委員名簿

区分	所属	役職	委員氏名
学識経験者	桜井市要保護児童対策地域協議会	会長	岡本 和美 ◎
	畿央大学	名誉教授	三好 環 ○
	元奈良学園大学奈良文化女子短期大学部		米田 紀子
子ども関係団体に属する	ドリーム保育園	代表	菖蒲 良子
	NPO法人 おひさまひろば	代表	太地 久恵
教育関係者	桜井市立小中学校長会 (大三輪中学校長)	会長	山口 幸夫
	桜井市立幼稚園長会 (三輪幼稚園長)	会長	藤井 利恵子
	私立幼稚園 (さくら幼稚園長)		高田 千鶴
	社会教育委員		西森 明美
保育関係者	桜井市立保育所長会代表 (第1保育所長)		東井 順子
	私立保育所代表 (飛鳥学院理事長)		河村 喜太郎
子どもの保護者	桜井市立幼小中学校PTA協議会 (桜井西中学校PTA会長)	会長	工藤 将之
	桜井市立保育所保護者会 (第1保育所保護者会長)	代表	殿村 志歩美
公募市民			山口 由加

※ () 内は現在の委員の所属

◎子ども・子育て会議会長 ○子ども・子育て会議副会長

3. 計画策定の経緯

年	月日	内容
令和6年	1月17日	第21回桜井市子ども・子育て会議 ・子育て支援に関するニーズ調査について
	3月8日～ 3月25日	「子育て支援に関するニーズ調査」の実施
	7月19日	第22回桜井市子ども・子育て会議 ・子育て支援に関するニーズ調査の結果について ・第3期計画の策定について
	11月13日	第23回桜井市子ども・子育て会議 ・第3期計画素案の検討
	○月○日～ ○月○日	パブリックコメントの実施
令和7年	○月○日	第24回桜井市子ども・子育て会議 ・パブリックコメントの結果 ・第3期計画最終案の検討

第3期桜井市子ども・子育て支援事業計画

(令和7年度～令和11年度)

【案】

令和6年 11 月

企画・編集 桜井市 こども家庭部 こども政策課